

# 原子力防災広報対策の手引き

～原子力災害時の広報文例～

平成 21 年 3 月

静岡県



# はじめに

静岡県及び関係市（御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市）においては、原子力発電所の万が一の事態に備えて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力対策編）を策定し、原子力防災体制の整備に努めています。

この手引きは、原子力防災広報の必要性がある場合、県及び関係市が地域住民に対して、迅速かつ適切に情報を伝達することができるよう、広報の留意点（広報の原則）と広報文例を示すものです。

この手引きの文例は広報文の基本パターンであり、実際の広報に当たっては、その時の状況に応じて、文例をもとに、より適切な文章を作成し、広報を行うこととなります。



# 目次

## I 住民広報の原則

1	手引きの構成 .....	1
2	手引きで取り扱う範囲 .....	3
3	手引きにおける住民広報の大前提 .....	6
4	住民広報の原則 .....	8
5	広報文例の構成 .....	16
6	本手引きの使用方法 .....	19

## II 広報文例

フェーズ1	トラブル発生（原災法 10 条未済） .....	文例 p.2
フェーズ2	原災法 10 条相当以上の事故発生 .....	文例 p.23
フェーズ3	緊急事態発生 .....	文例 p.43
フェーズ4	防護対策の実施 .....	文例 p.63
フェーズ5	緊急事態解除 .....	文例 p.99
	地震発生時の広報 .....	文例 p.105
	事故・地震等発生初動時の詳細広報 .....	文例 p.127
	その他の広報 .....	文例 p.137



# I 住民広報の原則



本書は、原子力防災対策が必要となり、地方公共団体から地域住民へ広報を実施する場合に、参考とすることを目的として作成されています。

本書の構成は大きく「住民広報の原則」と「住民広報文例」の2つに分けて考えることができます。

前者は、原子力防災対策の一環として住民広報を実施する際、これだけは満たさなければならないと考えられる広報の条件で、どのように広報を実施すればよいかを考える基本となります。一方後者は、それらの住民広報の基本を具体的な場面に応用し、実際にどのような内容を広報すればよいかを示したものです。

具体的な広報文例を示すだけでなく、この「住民広報の原則」と「住民広報文例」を併記したことが本書の大きな特徴です。

### なぜ「住民広報の原則」が必要なのか？

実際に浜岡原子力発電所でトラブルが発生し、住民広報の実施が必要となる場合には、多岐にわたる内容についてわかりやすく、適切なタイミングで、広報しなければなりません。そのため、事前に様々な広報文例について検討していたとしても、その時の状況や住民からの問い合わせ（住民ニーズ）に応じて、適宜内容を検討し、広報を実施しなければならない場合も考えられます。

このような事態に備えるためにも、原子力災害の特徴や、災害時の住民の心理を十分に考慮した上で、住民広報の際に配慮すべきポイント、すなわち住民広報の原則を理解しておくことは非常に大切です。これらの原則を理解しておくことで、不測の事態にどのような考え方で広報文例を作成し、また具体的にどのように広報を実施すればよいかを考えるヒントを得ることができます。

また、平常時からこれらの原則を読んでおくことで、実際の災害対策を実施する際に何に気をつければよいかのイメージを描くこともできます。

## なぜ「住民広報文例」が必要なのか？

実際に住民広報の実施が必要な状況においては、住民広報を実施しなければならないだけでなく、必要な情報を収集し、防護対策を検討したり、住民からの問い合わせに対応したりと、多種多様に渡る業務を短時間で処理しなければなりません。

そのような状況に備えて、住民広報が必要とされる場合について事前に検討を行い、広報文例を作成しておくことは、作業時間を短縮し、適切な広報を実施するために非常に有効です。

また、住民広報を実施しなければならない状況は、いつ発生するかわかりません。夜間に発生した場合には、原子力防災の担当ではない職員が住民広報を実施しなければならない場合もあるでしょう。そのような事態を考慮し、誰が担当しても必要な情報を伝達可能とするためにも、文例の作成は非常に重要となります。

広報文例はあくまでも基本的なパターンとしての文例です。市内の地区の数、配置等の状況や、広報媒体等の状況を考慮して、より実戦的な文例として活用できるような事前準備も必要となります。

## 2 手引きで取り扱う範囲

本書で取り扱う住民広報の実施対象及び情報伝達経路の例は、次ページに示した通りです。原則として、関係4市及び静岡県が、応急対策等の実施対象となる住民及び、県内住民に対して広報を実施する場合を想定しています。また、静岡県及び関係4市の住民広報に関する役割分担は下記の通りです。

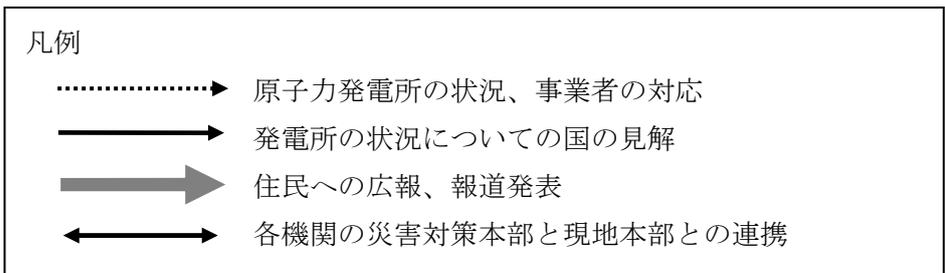
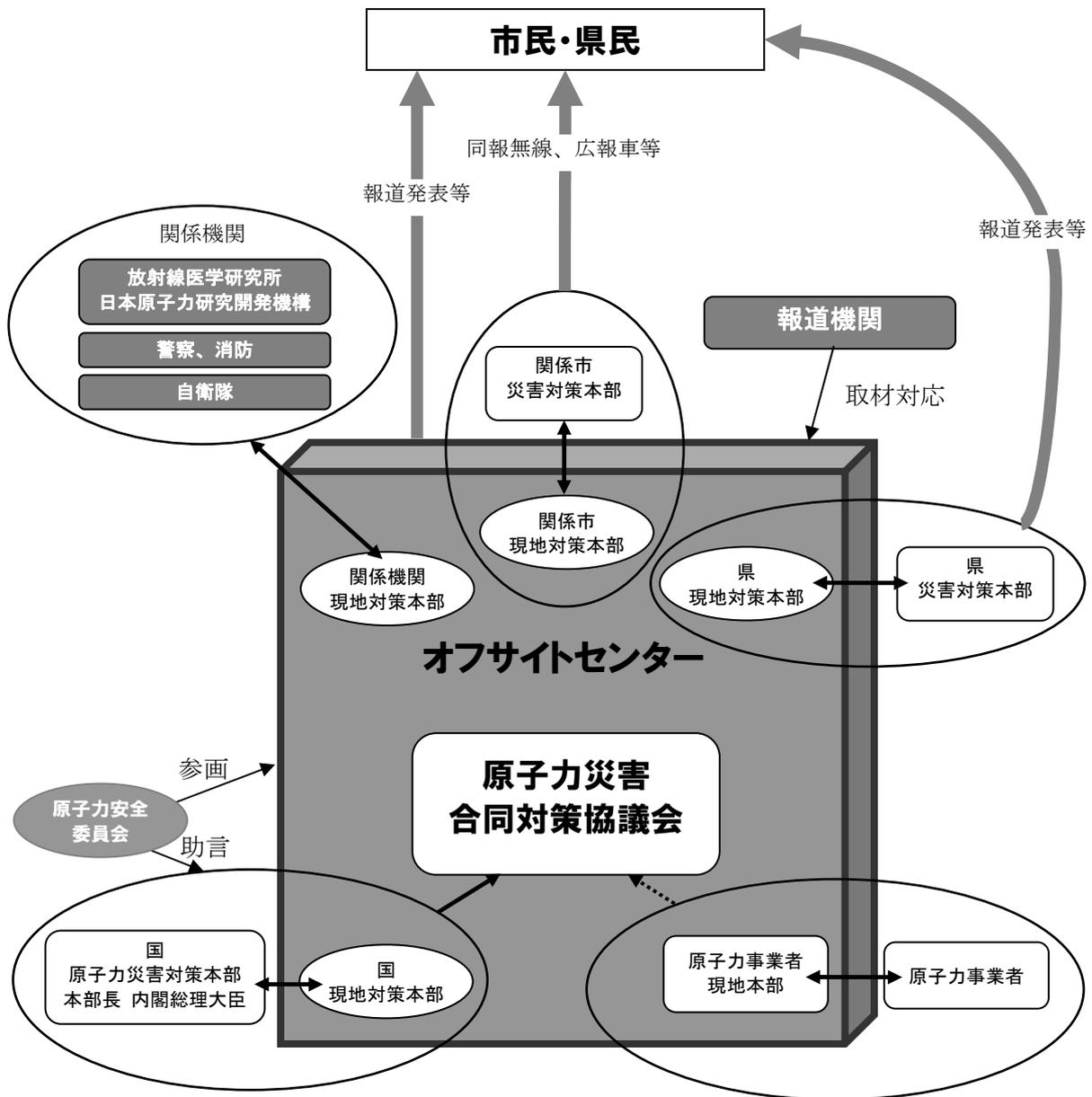
### 静岡県：

主に関係4市を含む静岡県民全体について、事故（トラブル）の影響及び、実施されている応急対策の内容や、行動の留意点について広く呼びかけます。使用する広報媒体は、テレビ・ラジオ等の報道機関です。

### 関係4市（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市）：

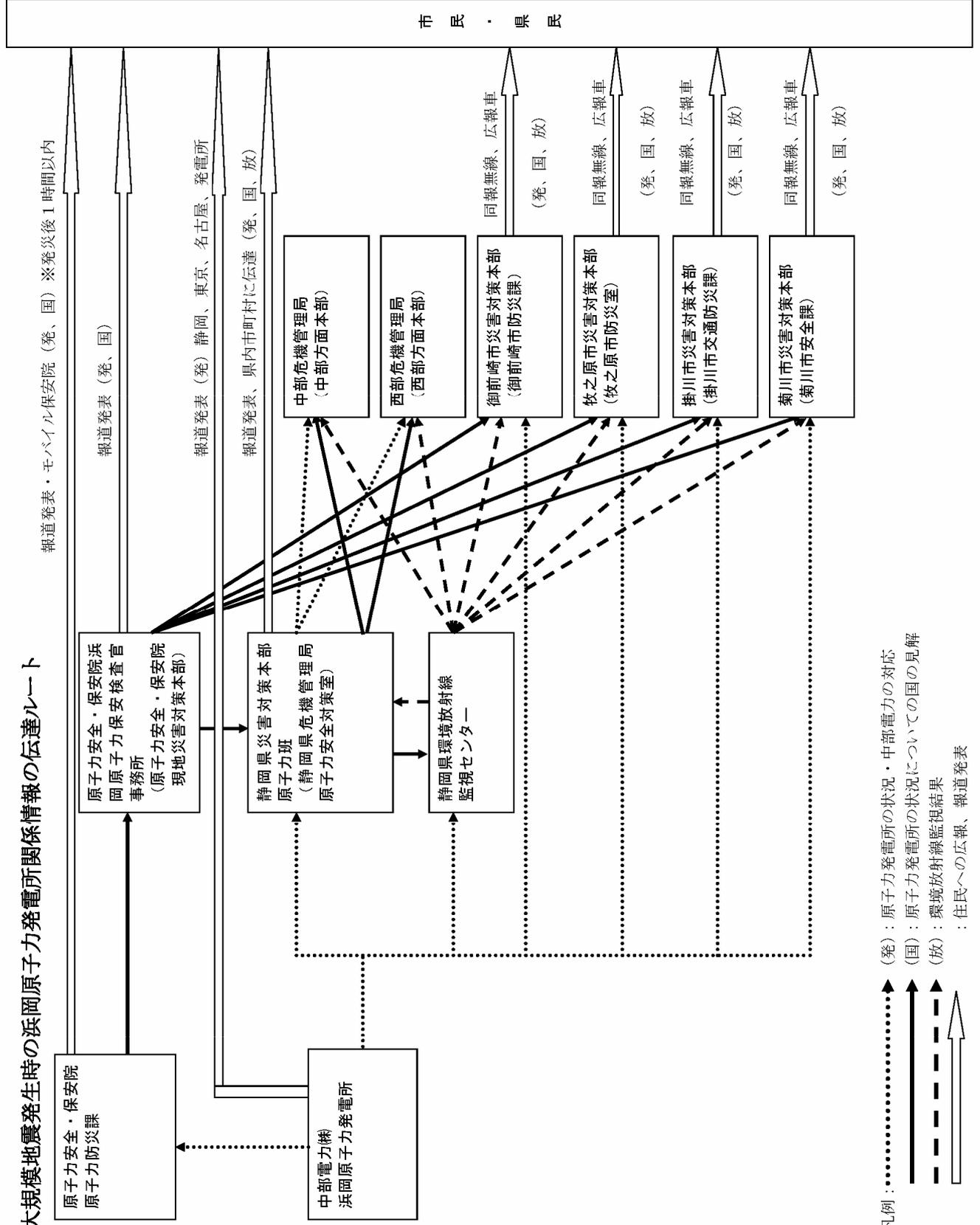
主に市内の住民に対して、事故（トラブル）の影響及び、実施されている応急対策の内容や、行動の留意点について呼びかけます。使用する広報媒体は、同報無線・広報車等です。

原子力災害時の情報伝達経路\*



\* ここで示す図は、原子力災害発生時の基本的な枠組みを示しています（経済産業省原子力安全保安院のHP資料を一部改訂して作成）。

# 大規模地震発生時の浜岡原子力発電所関係情報の伝達ルート



凡例：  
 (発)：原子力発電所の状況・中部電力の対応  
 (国)：原子力発電所の状況についての国の見解  
 (放)：環境放射線監視結果  
 : 住民への広報、報道発表

### 3

## 手引きにおける住民広報の大前提

本手引きにおける住民広報実施の前提は、下記に示すとおりとします。

### 前提1：住民広報は市内全戸に対して一斉放送を原則とする

本書における広報文例では、原則として区域分けをした広報は実施しない。

#### 【理由】

- ◆ 一部地域にだけ広報されて、一部地域へは広報されないという状況はかえって混乱を招くおそれがある。
- ◆ 放送されなかった問い合わせ(ex. ‘放送で何か言っているが一体何があったのか?’)が殺到する可能性もある。

1つの市内における広報は同一内容を放送することを前提とする。屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難の指示についても、対象地区と対象外地区との間で内容を変えての広報は実施せず、市内は同様の内容を広報する。

#### 【理由】

- ◆ 日中であれば他の所にいる住民もいる場合もあり、市内で放送内容が異なることは、かえって混乱を招くおそれがある。
- ◆ 1つの機関（この場合には市役所）から、同時期に複数の情報が伝達されることは、かえって混乱を招くおそれがある。

## **前提2：同報無線（戸別受信器）による広報と、報道機関を通じた 広報との間の役割分担を明確にする**

同報無線（戸別受信器）での広報は、「即時性」と「必要最低限の事実を確実に伝える」ことを第一目的とする。また、可能な限りの広報媒体（同報無線・戸別受信器・広報車 等）を使用して、積極的広報を心がける。

### **【理由】**

- ◆ 住民広報は、可能な限り迅速に行われることが必要である。そのため、市役所の有する広報手段（同報無線・戸別受信器・広報車 等）による広報では、この即時性という点を重要視し、必要最低限の事実を確実に伝えることを心がける。
- ◆ 同報無線等による広報は、音声情報に限られることやその他の気象条件等により、複雑な情報伝達には適さない。そのためこれらの媒体による広報では、何を伝えたいのかを明確にし、内容を絞った広報を実施する。

報道機関等に放送を依頼し、詳細情報について広報を実施する。

### **【理由】**

- ◆ 同報無線等で伝達不十分な情報については、テレビ等の報道機関に協力を要請し、詳細情報について広く周知する。
- ◆ また、防護対策の対象地域とは関係ない静岡県下の市町村に対しても、事実を報道すると共に、立ち入り規制等への協力を呼びかける。

**■「住民広報の原則」とは.....？**

原子力防災に関する住民広報を実施する際に、満たすべき基本的な事項です。過去に原子力施設で発生した事故の際の地域住民の声を中心に、原子力災害の特徴やその際の住民の心理を考慮して作成されています。

これらの原則をその場面にあわせて応用し、状況に相応しい広報内容や広報の仕方を考えることができます。

## **【原則－1】地元自治体からの‘公’の広報であることを強調する**

災害時に住民は、マスコミ等からの情報だけでなく、地元の自治体からの信頼できる情報（‘被害の程度はどの程度なのか？’ ‘今、行政はどのような対策を実施しているのか？’ 等）を望んでいます。そのため、そのような住民からのニーズに応えるためにも、また行政からの情報を示すことで住民の不安感を取り除くためにも、‘公’の情報として広報を実施することが大切です。

また、注意喚起の前言葉の意味も含めて、「広報〇〇です。」のように、放送の冒頭でどこからの放送なのかを明らかにすることも必要でしょう。そうすることによって、住民もその情報の精度を信頼することができるのです。

### **[主な事例]**

『(爆発以降は) テレビで実況中継までやっているのに肝心の地元住民がマスコミでしか情報を得られないというのは逆に不安。爆発があったという一報だけでも伝えるべきではないか』 (動燃周辺の50歳代主婦) 【茨城新聞97. 03. 27朝刊】

## **【原則－2】事実を広報する(わからないという事実も含めて事実を広報する)**

災害発生時には必要な情報の全てを把握できるとは限りません。しかし、前述のように‘公の広報’があることで住民が得る安心感は少なくないので、わずかな情報であってもその段階で確認できている情報を確実に住民に提供することが重要です。

大切なのは、行政機関として責任ある対応(情報収集)を行っているという姿勢を示すことです。事実を隠そうとする広報、また被害の程度を小さく表現しようとする広報は結果的に住民の信頼を損ない、結果、その後の防護対策実施にも影響を与えるおそれがあります。

### **[主な事例]**

住民から数件の問い合わせがあった那珂町では、『本当に欲しい情報が入ってこない4～5時間たってから動燃から返事があるという具合だ』 【茨城新聞97. 03. 17朝刊】

どんな事故でも包み隠さず情報を出すのが大事。一度隠すともっと隠している、という不信感を与える。報道の通りなら残念だ。 【福井新聞95. 12. 23朝刊】

### **【原則－3】情報源と情報時間（いつの情報なのか？）を明確にする**

災害発生時には全ての情報に対してその真否を確認できない場合があります。

未確認の情報は広報しないというのは、広報の原則ではありますが、未確認情報であってもある程度の信憑性が持てる情報である場合には、その情報源を明確にした上で広報することも可能でしょう。もちろん、確認情報であっても情報源は何かについて明確にする方が望ましいことは言うまでもありません。

また、情報は時間の経過と共に更新されていくものであるため、混乱を防ぐためにも、どの段階での情報かについて明示しておく必要があります。

### **【原則－4】対策の実施をアピールする**

事態が進展せず、実施されている対策が住民の側からみてわかりにくいような状況においては、‘行政は本当にまじめに取り組んでいるのか？’というような不信感が住民の間にうまれる可能性も否定できません。

住民の不信感を払拭し、また‘こういう対策をとっているのだから大丈夫です’という安心情報の意味を含めて、実施している対策をアピールすることも重要です。

### **【原則－5】安心情報も示す**

住民が必要とする情報は、被害の情報や対策に関する情報だけではありません。混乱やパニックを防ぐためにも住民が‘安全だ’と思うことができるような‘安心情報’を提供していくことが重要です。

特に、防護対策区域外の住民へその対策の不必要性を訴えていくことも大切でしょう。

また、住民問い合わせ窓口等によせられた住民からの問い合わせ内容をもとに、‘〇〇については現段階では対策の必要はありません’等の安心情報を流していくことが大切です。

#### **[主な事例]**

『市民の不安は強い。連日問い合わせの電話に追われています。』ひたちなか市の企画調整課長。事故後しばらく市民からの電話はなりやまなかった。このため同市は、事故後6日後の17日夕刻になってはじめて動燃事故に関する行政放送に踏み切った。【茨

城新聞97. 03. 27朝刊】

地元東海村と周辺3市町はそれぞれ、動燃事故に関して「環境への影響はなし」と見出しを打ったちらし（臨時広報）を作成。同村とひたちなか市では、19日、日立市と那珂町では20日、新聞折り込みで個別配布された。事故発生から約1週間。既に広がった住民不安を打ち消すねらいがあった。【茨城新聞97. 03. 27朝刊】

## **【原則－6】 具体的にどうすればいいのかを示す**

被害の状況等ばかりが情報として伝達されると、住民は‘私はどうすればいいのか？’という不安、疑問を抱く可能性があります。そのため、その時にできること、小さなことでも構わないので、住民がどうすればよいのか具体的に示すことが大切です。

また、住民の生活形態や、家族構成等その個別の事情によって、知りたい情報も異なります。それぞれの個別のニーズに応じるためにも、住民相談窓口を設置し、住民の問い合わせに対応することも必要となるでしょう。

### [主な事例]

『大変なことが起こったとは分かったけど、真っ先に考えたのは逃げなくていいのかどうか。深夜では遅すぎるし、どうしていいのか分からなかった。』（市内飲食店の女性）【福井新聞95. 12. 10朝刊】

『ふとんを干しても大丈夫か？』『子供を外で遊ばせても大丈夫か？』等放射能への影響を心配する住民からの問い合わせが地元役場に相次いでいる。【茨城新聞97. 03. 15朝刊】

## **【原則－7】 ‘なぜ？（根拠）’ を示す**

一方的に指示を出すだけでは、何を根拠にその指示に従えばいいのか住民の側には理解できず、無用の不安をあおることにもなりかねません。‘その対策が何故必要なのか’という根拠についても可能な限り広報することが重要です。

### [主な事例]

今回の事故について県は「放射能漏れは極めて微量で周辺の日常生活には影響はない」と説明している。問い合わせに対して役所（東海村／ひたちなか市）の担当職員は県の環境モニタリング調査のデータ等を示し、周辺環境への影響はないとの事情を説明している。【茨城新聞97. 03. 15朝刊】

緊急時の対策本部だから、広報ももともと「安全」か「危険」かくらいの結論を伝達

することを想定していた。今回のように「なぜ」の説明は前提としていなかった。【茨城新聞97.03.24朝刊】

### **【原則－8】見通し情報を示す**

事態が膠着したり、特に屋内待避等の対策の実施が長引いたりする場合には、「いつたいつまで待てばいいのか?」「この先いったいどうなるのか?」等の不安や疑問が住民の間には生まれる可能性があります。住民広報では、これらの不安や疑問に対応するため、見通し情報を与えることも大切となってくるでしょう。

また、見通しがはっきりしない場合でも、今後の方向についていくつかの可能性をあげ、それぞれの場合に対する具体的な対応策の方針を告げる等の方法が有効でしょう。

### **【原則－9】大切な情報は復唱する**

同報無線での放送は聞き取りにくかったり、聞きそびれてしまったりすることで、内容が十分に理解できない場合もあります。重要な情報は2度以上繰り返すことが大切です。

### **【原則－10】わかりやすく、簡単明瞭に**

緊急の事態においては、「わかりやすさ」は非常に重要なポイントです。特に同報無線等を使用する場合、条件によっては聞き取りにくい可能性が高いので、短い文章で簡潔明瞭な表現を心がける必要があるでしょう。

特に数値等の表現については、解釈の違いが生じないようにものさしを統一したり、専門用語についてはわかりやすく翻訳する等の対応も必要となってくるでしょう。

また、丁寧な表現では、指示の内容や必要性が伝わりにくくなる場合があります。緊急の事態においては丁寧さを犠牲にしても、伝えなければならないことを明確に伝えることが大切となります。

### **【原則－11】放送は頻繁に（情報の空白を避ける）**

情報の途絶は、住民に‘行政は何も対策を実施していないのではないか？’‘住民の不安を理解していないのではないか？’というような不安を抱かせ兼ねません。そのような不安感、イライラ感を防ぐためにも、情報が途絶した状況は避けましょう。

また、住民広報を実施していても、全ての住民に広報内容が伝わっているとは限りません。緊急時には可能な限り多くの住民に必要な情報が伝わる必要があるため、新たな内容がない場合であっても、同じ内容であってもくり返し放送することが大切です。

### **【原則－12】原則として広報内容を覆さない。もし覆す場合には、その理由を明確にする**

情報が二転三転することは、行政広報に対する信頼感を著しく損なわせるので、広報内容は覆さないことが原則です。やむなく、前の広報内容を覆さなければならない場合には、その経緯、理由についてできるだけ詳しく説明しましょう。

#### **[主な事例]**

第一報での「現在のところ被ばく者なし」も10人、21人、30人、35人、37人と時間が経過するにつれて増え続け、関係者を愕然とさせた。【茨城新聞97.03.15朝刊】

『未編集のビデオの公開など、動燃もんじゅの事故の反省を少しは活かそうとしているのかもしれない。でも発表内容が二転三転するようでは……』(38歳男性)【茨城新聞97.03.19朝刊】

### **【原則－13】住民への第一報は可能な限り早急に（マスコミ報道のみという状況は避ける）**

原子力発電所でのトラブルの際には、事業所からの第一報の段階では、住民広報を実施するか否かの判断は、非常に微妙な判断となります。しかし住民の立場からみれば、マスコミの報道のみが先行し、地元自治体から何の広報もないという状況は、無用の不安をあおる結果となりかねません。

また、住民の不安のレベルというのは、放射能の放出レベルとは一致しません。事故レベルとしては全く軽微なものであっても住民の間には混乱が起こる可能性もあります。これらの事態に対応するためにも、報道等の状況を勘案し、できるだけ早急に住民

広報を実施しなければなりません。

[主な事例]

『テレビで緊迫した状況が伝えられていながら、肝心の住民には村も動燃も何ら正確な現状説明をしない。』（47歳男性）【茨城新聞97.03.13朝刊】

地元市民に知らされた情報は少なく、どんな影響が起こるのかもわからないまま。事故発生から一夜明けた敦賀市民は9日、平静な生活の中で「見えない不安」と今後への影響について戸惑いの表情をみせていた。【福井新聞95.12.10朝刊】

住民も配管破断事故を重大な事態と受け止めている。ある主婦は、“外部に漏れているのではと心配。住民は報道で初めて事故を知った。住民にもすぐ知らせるべきで、東海村の事故が教訓になっていないのではないかと住民への広報が徹底されなかったことに憤りを見せている。【核燃料サイクル開発機構、平成13年度原子力発電施設等緊急時対策技術に関する報告書、p.116、浜岡事故】

## **【原則-14】住民の‘放射能に対する不安感’に配慮する**

住民が、放射能・放射線というものに対して漠然とした不安感を有しているということは否定できません。住民広報の際にはこれらの不安感に配慮し、不用意にこれらの不安感をあおるような表現は避けなければなりません。

また、一度大きくなった住民の不安を打ち消すことは非常に困難です。常に住民の不安に配慮し、住民広報を実施することを心がけましょう。

[主な事例]

今回の事故をめぐっては時間の経過と共に被ばく者の数が増加するなど、動燃の安全管理態勢に対する住民の不信感が一気に広がった。更にテレビには度々防護服が映し出され、担当職員らは『住民の不安は簡単にはおさまりそうにない（東海村）』と対応に頭を抱えている。【茨城新聞97.03.15朝刊】

『放射能漏れがないと効いてホッとしたけど、まだ何かあるような気がして。動燃は、あったことは正しく伝えて欲しい。』（35歳主婦）【福井新聞95.12.10朝刊】

発生から1時間近くたって県に連絡が入ったことを新聞で読み、『生死にかかわる問題なのに、一体何を考えているのか。県は環境への影響はないと発表しているが信じられない』と話し、今回の事故で『“絶対”という言葉の信憑性が全くなかった』とまで言い切った。【福井新聞95.12.10朝刊】

「われわれは原発とともに生活しているので、些細な事故でもすぐに内容を知らせて欲しい」。【河北新報02.02.10朝刊、女川火災】

美浜原発死傷事故で美浜町は、事故の告知を各戸へケーブルテレビで行った。しかし、屋外にある防災無線の使用は「無用の混乱を避けたい」として見送った。状況を知らさ

れない海水浴客からは「何が起こったのか」と不安の声も。【福井新聞04.08.13朝刊、美浜二次系配管破断】

美浜町企画課は「原発事故特有の余計な不安を与えたくなかった」と防災無線使用を見送った理由を説明。「海水浴客の9割を占める県外者には原発の知識が乏しい人が多い。安全さを伝えたとしても、正確に理解してもらえないことを恐れた」とジレンマを打ち明ける。【福井新聞04.08.13朝刊、美浜二次系配管破断】

### ■ 広報文の基本構造

住民等へ向けた広報文は、必要な情報を、できるだけ簡潔で、わかりやすく提供することが望まれます。このため本手引きでは、広報文は常に同じ項目を一定の順序で並べることとし、これを「基本構造」として決めました。基本構造の特徴は、以下のとおりです。

#### 基本構造

住民が知りたいことは「どんな影響があるか」「自分はどうすればいいのか」であることを踏まえ、そのために必要な事項を順序立てて広報する。

◇基本構造は、以下の6項目からなります。また、聞き逃しを避けるために、一度、繰り返して伝える必要があります。

◇注意喚起の意味で主要情報は必ず伝えましょう。全体の情報量に応じて、市の対応等の補足情報も伝えましょう。

主要情報	①広報主体	注意喚起とともに、行政の広報であることを明確化する
	②発生事実	「何が起こったか」を知らせる(③、④の理由にもなる)
	③外部影響	住民への影響について知らせるとともに⑤の理由を示す
	④行動指示	住民が最も知りたい「どう行動すべきか」を具体的に示す
補足情報	⑤対策状況	現在実施中の対策状況を示し、住民への安心情報とする
	⑥見通し予告	住民への安心情報として、今後の予定を示す

⑦繰り返し(②～④または②～⑥を繰り返す)

## ■ 広報文の内容

本手引きは、広報の方法によって「音声情報」、「文字情報」に内容を区分してあります。

音声情報の「トラブル、事故、災害時広報」は、発電所の状況に基づいて、5つのフェーズに区分してあります。

広報種別		内容	
音声情報による広報	トラブル、事故、災害時広報	フェーズ1	・原災法第10条に至らない軽微なトラブル等が発生している段階
		フェーズ2	・原災法第10条に定める特定事象が発生している段階
		フェーズ3	・原災法第15条に定める原子力緊急事態に相当する事象が発生している段階
		フェーズ4	・避難・屋内退避等の防護対策が実施されている段階
		フェーズ5	・原子力緊急事態が解除された段階
	地震対応時広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の発電所の状況（稼働状況や地震の影響等） （地震の影響により特定事象に相当する被害が発生した場合は、「トラブル、事故、災害時広報」のフェーズ2～4を参照）</li> <li>・東海地震注意情報・警戒宣言が出されている場合の段階</li> </ul>	
文字情報による広報	初動対応時 詳細広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時に、報道機関等に発表するための、詳細情報も記載された広報文</li> </ul> ※基本的には県が広報文を作成し、報道機関へ発表する。	
	その他の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時に、一般住民に対して事故の内容をわかりやすく説明するために使用する広報文（チラシ）</li> </ul> ※基本的には県が広報文を作成する。	

上記のうち、「文字情報」は国や県が主体となって作成することとなります。また、「音声情報」については、直接実施をする主体は各市になりますが、フェーズ2以上の事故、地震発生時については、国や県等関係機関との十分な情報共有に基づき広報を実施する必要があります。

ここまで述べてきた基本的な考え方を踏まえ、それぞれの広報をどのように実施するかについてとりまとめると、次のようになります。

## トラブル広報：フェーズ1（10条通報未済）

- ◇市からの音声情報提供（同報無線等による広報）は、比較的軽微な段階でも広報を行う必要があります。
- ◇ただし、周辺市のうち、これまで十分に原子力防災に関する広報を実施していなかった地域（合併前の地域）については、事故の内容や報道機関の対応、住民からの問い合わせ等を考慮して、比較的軽微な段階では広報を行わないことが望ましい場合があります。
- ◇同報無線等による広報は、一度広報を開始した後は、以下のような時期・頻度で広報を継続します。
  - \* 事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
  - \* 事態が変化しなくとも、定期的（約30分ごと）には、必ず広報する。
  - \* トラブルが終息した時には、必ず広報する。

## 事故・災害広報：フェーズ2～5（10条通報以上）

- ◇フェーズ2以降については、「必ず広報する」ことを基本とします。
- ◇防災行政無線等による広報は、以下のように特に重要な情報に限定します。
  - \* 事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
  - \* 事態が変化しなくとも、定期的（約1時間ごと）には、必ず広報する。
  - \* トラブルが終息した時には、必ず広報する。
- ◇詳細情報の提供（報道要請等）は、上記に合わせて必ず実施します。ただし、定期的広報については、約2時間ごとを目安とします。
- ◇詳細情報の提供については、音声情報により提供される情報に加え、以下のような新しい情報がある場合にも広報を実施します。

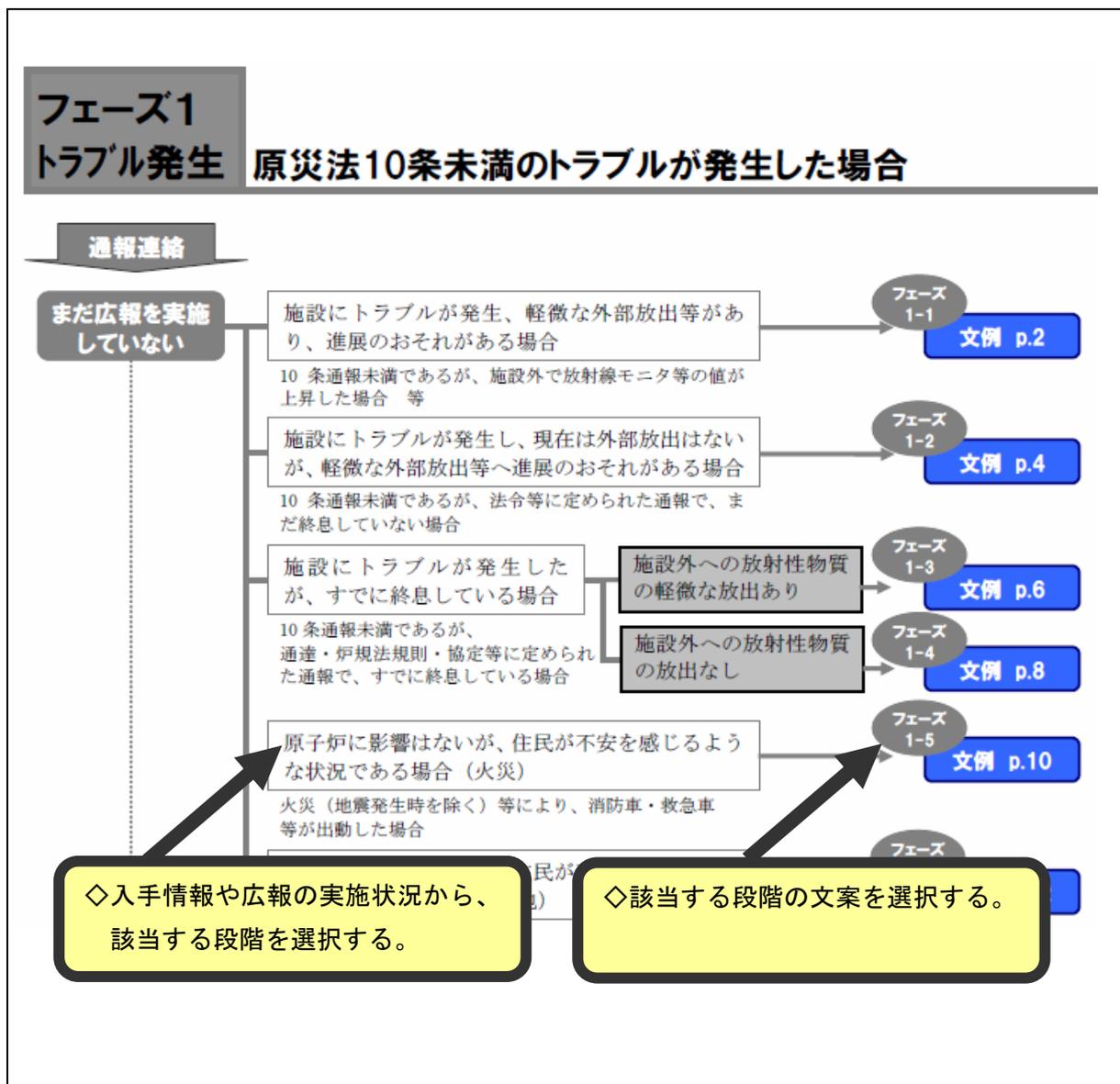
- 例)
- ・ オフサイトセンターでの対応開始
  - ・ 避難等の完了
  - ・ ヨウ素剤の服用指示

# 6

## 本手引きの使用方法

### 入手情報に対応した広報文の選択

◇各フェーズが記載されている最初のページ（中扉部分）に、広報文選択フローを記載しています。事業所等から報告された情報や、それまでの広報の実施状況から、該当する広報文案を選択します。



## 文案を参考にした「音声情報用」の広報文の作成

◇各文案は、広報文の基本構造をもとに作成されています。実際に発生した事象や広報の実施状況に基づき、必要に応じて追加や削除を行い、「音声情報用」の広報文を作成します。

◇作成した広報文を、同報無線や広報車等の音声情報による広報原稿として使用します。

トラブル発生

**フェーズ 1-1** **トラブル発生**

広報実施	新編			継続		
○事故レベル	10未満済	10未満後	15未満(緊急等 監官者)	防護対策 実施	緊急事態 解除	
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息	
○その他	火災・緊急、地震、その他施設のトラブル					

施設にトラブルが発生、軽微な放射性物質の放出等(防護対策不要)があり、進展のおそれがある場合

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 本日、午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で、「\_\_\_\_\_」  
(発電所からの報告に基づき作成)が発生しました。

③ このため、敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常の範囲内にあります。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、くわしい情報の収集に当たっています。

⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

◆文例 2

- ◇入手情報に基づき必要事項を記入する。
- ◇必要に応じて、余白等に追加情報を記載する。
- ◇情報量が多い場合は、余分な箇所を削除する。

- ◇太枠内の主要情報は必ず広報
- ◇細枠内の補足情報は必要に応じて広報

# II 広報文例

## 音声情報：トラブル、事故、災害時広報

フェーズ 1 トラブル発生	原災法第 10 条に至らない 軽微なトラブル等が発生している段階	文例 p.1
フェーズ 2 10 条発生	原災法第 10 条に定める 特定事象が発生している段階	文例 p.23
フェーズ 3 緊急事態	原災法第 15 条に定める原子力緊急事態に 相当する事象が発生している段階	文例 p.43
フェーズ 4 防護対策実施	避難・屋内退避等の防護対策が 実施されている段階	文例 p.63
フェーズ 5 緊急事態解除	原子力緊急事態が解除された段階	文例 p.99

トラブル発生  
10 条発生  
緊急事態  
防護対策実施  
緊急事態解除  
地震対応時

## 音声情報：地震対応時広報

地震対応時	地震発生時の発電所の状況や東海地震 注意情報・警戒宣言が出された際の広報	文例 p.105
-------	---	----------

## 文字情報：詳細広報(参考)

詳細広報	事故発生時に、報道機関等に発表する ための詳細情報も記載された広報文	文例 p.127
------	---------------------------------------	----------

## 文字情報：その他の広報(参考)

その他の広報	事故発生時に、事故の内容をわかりやすく 説明するために使用する広報文 (チラシ)	文例 p.137
--------	---	----------

詳細広報  
その他の広報



# フェーズ1 トラブル発生

## 原災法10条未満のトラブルが発生した場合

### 通報連絡

#### まだ広報を実施していない

施設にトラブルが発生、軽微な外部放出等があり、進展のおそれがある場合

10条通報未満であるが、施設外で放射線モニタ等の値が上昇した場合 等

フェーズ  
1-1

文例 p.2

施設にトラブルが発生し、現在は外部放出はないが、軽微な外部放出等へ進展のおそれがある場合

10条通報未満であるが、法令等に定められた通報で、まだ終息していない場合

フェーズ  
1-2

文例 p.4

施設にトラブルが発生したが、すでに終息している場合

10条通報未満であるが、法令等に定められた通報で、すでに終息している場合

施設外への放射性物質の放出なし

フェーズ  
1-3

文例 p.6

施設外への放射性物質の軽微な放出あり

フェーズ  
1-4

文例 p.8

原子炉に影響はないが、住民が不安を感じるような状況である場合（火災）

火災（地震発生時を除く）等により、消防車・救急車等が出動した場合

フェーズ  
1-5

文例 p.10

原子炉に影響はないが、住民が不安を感じるような状況である場合（その他）

異常音等が発生した場合

フェーズ  
1-6

文例 p.12

原子炉に影響はないが、住民が不安を感じるような状況である場合（地震）

地震発生時の広報へ

（上記いずれにも該当しない場合）  
当面は広報不要

次の通報で再度判断

#### すでに 広報済み

事態が終息していない場合

施設外への放射性物質の放出なし

フェーズ  
1-7

文例 p.14

施設外への放射性物質の軽微な放出あり

フェーズ  
1-8

文例 p.16

トラブルが終息した場合

施設外への放射性物質の放出なし

フェーズ  
1-9

文例 p.18

施設外への放射性物質の軽微な放出あり

フェーズ  
1-10

文例 p.20

10条通報以上である

フェーズ 2 以降へ

フェーズ 1-1 **トラブル発生**

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

施設にトラブルが発生、軽微な放射性物質の放出等(防護対策不要)があり、進展のおそれがある場合

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 本日、午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で、「\_\_\_\_\_」  
(発電所からの報告に基づき作成)  
が発生しました。
- ③ このため、敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの観測結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しについて伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 放出量が原災法10条に定められている報告基準に満たない場合でも、周辺環境へ放射性物質の放出が確認された場合は、必ず広報します。

フェーズ 1-2 **トラブル発生**

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

施設にトラブルが発生、放射性物質の放出はないが、進展のおそれがある場合

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 本日、午前（午後）\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分、浜岡原子力発電所で、「\_\_\_\_\_」  
（発電所からの報告に基づき作成）  
 が発生しました。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しについて伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 現段階では環境への有為な放射性物質の放出がない事故・トラブル発生の場合でも、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。
- 初動の段階では、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

フェーズ 1-3 **トラブル発生**

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

施設にトラブルが発生したが、事象が終息している場合(施設外への放射性物質の放出なし)

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 本日、午前(午後) \_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分、浜岡原子力発電所では、「\_\_\_\_\_」  
(発電所からの報告に基づき作成)  
が発生しましたが、すでに安全に停止しています。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き情報の収集に当たっています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しについて伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 初動の段階では、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

フェーズ 1-4 **トラブル発生**

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

施設にトラブルが発生したが、事象が終息している場合(施設外への微量の放射性物質の放出あり)

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 本日、午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所では、「\_\_\_\_\_」  
(発電所からの報告に基づき作成)  
が発生しましたが、すでに安全に停止しています。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_ 市では、引き続き情報の収集に当たっています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。また、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。〔原則－7〕

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しについて伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 放出量が原災法10条に定められている報告基準に満たない場合でも、周辺環境へ放射性物質の放出が確認された場合は、必ず広報します。

フェーズ  
1-5

トラブル発生  
(その他事象)

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	[火災・救急]、地震、その他施設のトラブル				

施設のトラブルではないが、住民が不安を感じるような状況が発生した場合

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で\_\_\_\_\_ (火災等) が発生し、  
 ・消防車 が出動しました。  
 ・救急車

③ この\_\_\_\_\_ による施設への影響はありません。

[運転継続中の場合]

③-1 発電所は、安全に運転を続けています。

[念のため運転を停止した場合]

③-2 発電所は、安全のため運転を停止しました。

④ 住民の皆さんは、ご安心ください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、発生した事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：発電所には影響がない（外部にも影響がない）事実が判明している場合は、その事実を伝えると共に、安心情報として運転状況も伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：特に行動の必要がないことを伝える意味で、「ご安心ください」と伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として情報収集活動を続けていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 環境への有為な放射性物質の放出はないが、外部からみて何らかのトラブルの発生が認められる場合には、住民広報を実施した方がよい場合があります。
- 特に火災の発生により、消防車等が出動するような状況では、その様子をみて住民も不安を感じる可能性が高いので、住民広報をする必要があるでしょう。また、これらの広報を実施するためには、事前にこのケースの広報実施に関する周知徹底が必要となります。

#### ◆過去の事例◆

○事故発生時に周辺住民が感じた印象についての新聞記事。

- ・「消防車や救急車が原発へ急行したので不安だった。」〔河北新報 02.02.10 朝刊、女川火災〕
- ・「（救急車のサイレン等）あっちもこっちもすごい音で、戦争みたいだった。覚悟して住んでいるけれど、本当に怖い」〔朝日新聞 04.08.10 朝刊、美浜二次系配管〕
- ・美浜町に遊びに来ていた女性は「海水浴をしている時、発電所への橋を消防車や救急車が何台も走っていくのが見えた」。〔朝日新聞 04.08.10 朝刊、美浜二次系配管〕

**フェーズ** **トラブル発生**  
1-6 (その他事象)

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、[その他施設のトラブル]				

施設のトラブルではないが、住民が不安を感じるような状況が発生した場合

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で\_\_\_\_\_ (大きな音等) が発生しました。

③ この\_\_\_\_\_による施設への影響はありません。

[運転継続中の場合]

③-1 発電所は、安全に運転を続けています。

[念のため運転を停止した場合]

③-2 発電所は、安全のため運転を停止しました。

④ 住民の皆さんは、ご安心ください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、発生した事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：発電所には影響がない（外部にも影響がない）事実が判明している場合は、その事実を伝えると共に、安心情報として運転状況も伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：特に行動の必要がないことを伝える意味で、「ご安心ください」と伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 環境への有為な放射性物質の放出はないが、外部からみて何らかのトラブルの発生が認められる場合には、住民広報を実施した方がよい場合があります。
- 特に火災の発生により、消防車等が出動するような状況では、その様子を見て住民も不安を感じる可能性が高いため、住民広報をする必要があるでしょう。また、これらの広報を実施するためには、事前にこのケースの広報実施に関する周知徹底が必要となります。

フェーズ **トラブル発生**

1-7

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報(放射性物質の放出なし)を実施した後、まだ原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で、

「\_\_\_\_\_」

(発電所からの報告に基づき作成)

が発生しました。

③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 現段階では環境への有為な放射性物質の放出がない事故・トラブル発生の場合でも、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。
- 初動の段階では、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

フェーズ **トラブル発生**

1-8

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報(放射性物質の放出あり)を実施した後、まだ原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所では、

「\_\_\_\_\_」

(発電所からの報告に基づき作成)

が発生しました。

③ このため、敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 放出量が原災法10条に定められている報告基準に満たない場合でも、周辺環境へ放射性物質の放出が確認された場合は、必ず広報します。

フェーズ **トラブル発生**

1-9

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した後、事象が終息したことが判明した場合（**施設外への放射性物質の放出なし**）

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で、

「\_\_\_\_\_」

（発電所からの報告に基づき作成）

が発生しましたが、すでに安全に停止しています。

③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。ご安心ください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 現段階では環境への有為な放射性物質の放出がない事故・トラブル発生の場合でも、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。

フェーズ **トラブル発生**

1-10

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した後、事象が終息したことが判明した場合(施設外への微量の放射性物質の放出あり)

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で、

「\_\_\_\_\_」

(発電所からの報告に基づき作成)

が発生しましたが、すでに安全に停止しています。

③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。ご安心ください。

⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続き、情報の収集に当たっています。

⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングポストの情報が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 放出量が原災法10条に定められている報告基準に満たない場合でも、周辺環境へ放射性物質の放出が確認された場合は、必ず広報します。

## 初期段階における住民広報

原子力発電所の事故・トラブルに関する住民広報で、実施の判断が困難となるのは、トラブルは発生しているが有為な放射性物質の放出はみられない段階で住民からの問い合わせが相次いだ場合です。住民の反響にあわせて、地元自治体としても広報を実施していく必要はありますが、その一方で、実際には様々な条件から即座に実施しにくい場合もあります。

初期の段階においては、下記のような点に留意しながら、状況にあわせてできる限り迅速に広報することが大切です。

### その1 “十分な情報が得られない可能性を考慮する”

原子力発電所内で事故・トラブルが発生した場合、初期の段階では、事故等の内容や今後の進展の可能性について詳細な情報が把握できない場合もあります。そのため住民広報のために必要な情報を事業者に要請しても、必ずしもその情報を把握できるとは限りません。

### その2 “マスコミ報道が先行する可能性を考慮する”

地方自治体が住民広報を実施するためには、情報の信憑性を確認し、住民からの問い合わせへの対応体制等、具体的な対策を確立しなければなりません。そのため、事業者から通報された情報を即座に住民向けに広報することが困難な場合も少なくありません。

しかし実際には、原子力発電所の事故・トラブルに関する情報伝達は、地方自治体へ伝達されると同時に、各種報道機関へも伝達されます。そのため、地方自治体で住民広報を実施するか否かの判断を検討している間に、マスコミの報道によって住民が発電所の事故・トラブルの発生を知る可能性があることを想定しておく必要があります。

### その3 “今ある情報で適切な住民広報を実施する”

上記で述べてきたことを考慮すると、初期段階における住民広報において必要なことは、‘その段階で把握できている事実を、わからないという事実も含めて広報する’ということです。

### その4 “住民の情報ニーズを適切に把握する”

住民広報が必要か否かの判断は、その事態の重大性による判断もさることながら、‘住民が広報を必要としているか否か’という観点も必要になります。例えば、夜間等の通報の場合には、住民広報をすべきか否かは難しい判断となりますが、住民からの問い合わせの状況等によっては、夜間であっても広報を実施した方がよい場合があります。

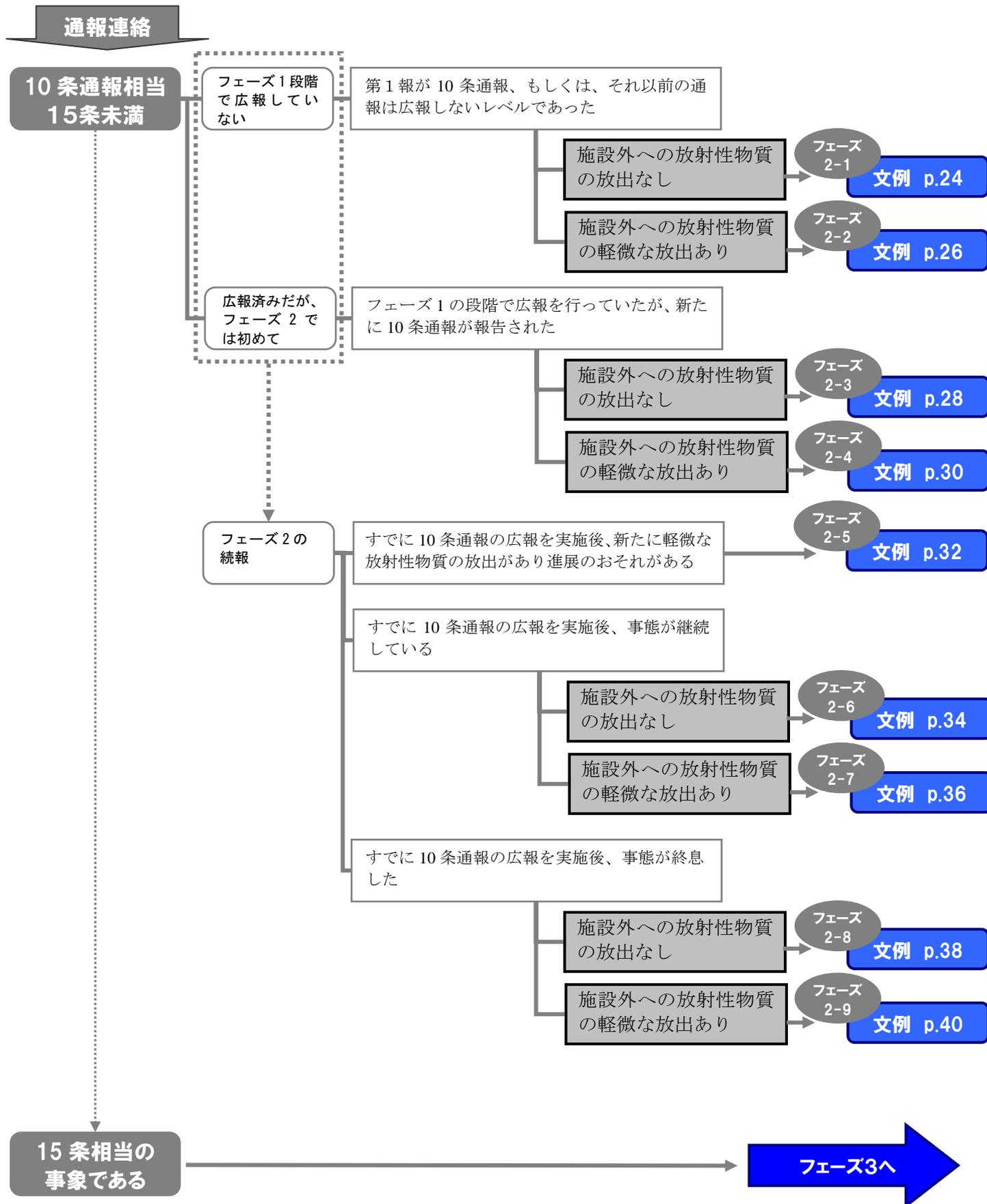
このように常に住民がどのような情報を欲しているかどうかについて、問い合わせの状況等から把握し、住民の情報ニーズに対応した広報を実施することが必要です。

### その5 “日常からの啓発活動を大切にする”

住民広報は、‘いざ事故・トラブルが発生した場合’に、適切に対応しようと考えても、実際にはなかなか住民との間の意思疎通が上手くいかない場合が少なくありません。日頃から、どのレベルになったら広報するか否か、また用語の統一についてはどうするか等について、十分な啓発を行っておく必要があります。

# フェーズ2 10条発生

## 原災法10条に相当する事象が発生した場合



○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が10条通報であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で事故が発生しました。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_ 市では、警戒本部を設置し、詳しい情報の収集をしています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中	終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が10条通報であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 本日、午前（午後） \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で事故が発生しました。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_ 市では、警戒本部を設置し、詳しい情報の収集をしています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生の特報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕 〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

フェーズ1の段階で広報を行っていたが、新たに10条通報がきた場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、警戒本部を設置し、詳しい情報の収集をしています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告（10条通報）に基づき、前回より状況が進展したという事実を示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

フェーズ1の段階で広報を行っていたが、新たに10条通報がきた場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、警戒本部を設置し、詳しい情報の収集をしています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告（10条通報）に基づき、前回より状況が進展したという事実を示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上 10 条通報に関する広報を実施した後、新たに軽微な放射性物質の放出等(防護対策不要)があり、進展のおそれがある場合

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市警戒本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポスト（排気筒モニタ、放水口モニタ）から、新たに、放射性物質のわずかな漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市警戒本部では、引き続き、情報の収集に当たっています。
- ⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階（続報）で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。継続情報のため、できるだけ端的に伝える必要があります。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、新たに、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

フェーズ 10条発生  
2-6

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明	継続中		終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上 10 条通報に関する広報を実施した後、まだ原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市警戒本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市警戒本部では、引き続き、情報の収集に当たっています。
- ⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階（続報）で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。継続情報のため、できるだけ端的に伝える必要があります。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上 10 条通報に関する広報を実施した後、まだ原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市警戒本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ この事故により、敷地周辺のモニタリングポスト（排気筒モニタ、放水口モニタ）から、新たに、放射性物質のわずかな漏れが検出されていますが、健康への影響はありません。  
また、県のモニタリングステーションの測定値は通常の範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。  
今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市警戒本部では、引き続き、情報の収集に当たっています。
- ⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階（続報）で、警戒本部を立ち上げている場合には、警戒本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、特定事象発生の特報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(2)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。継続情報のため、できるだけ端的に伝える必要があります。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、わずかに放射性物質の漏れが検出されていますが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動（避難等の行動の必要がないこと等）について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

# フェーズ 10条発生

2-8

10条発生

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上 10 条通報に関する広報を実施した後、事象が終息したことが判明した場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市警戒本部」です。
- ② 事故が発生していた浜岡原子力発電所は、安全に停止しました。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんは、ご安心ください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、警戒本部を解散しますが、引き続き、情報の収集に当たっています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。（原災法10条に該当する）事故の情報であることを明確にすることが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：特に行動をする必要がないという意味で、安心するように呼びかけます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：警戒本部の体制の解除とともに、情報収集活動を継続していることをアピールします。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

# フェーズ 10条発生

2-9

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中	終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上 10 条通報に関する広報を実施した後、事象が終息したことが判明した場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市警戒本部」です。
- ② 事故が発生していた浜岡原子力発電所は、安全に停止しました。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 住民の皆さんは、ご安心ください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、警戒本部を解散しますが、引き続き、情報の収集に当たっています。
- ⑥ 状況に変化がありましたら、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。安全に停止したという安心情報を伝える必要があります。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：特に行動をする必要がないという意味で、安心するように呼びかけます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：警戒本部の体制の解除とともに、情報収集活動を継続していることをアピールします。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

【参考：原子力災害対策特別措置法条文】

(原子力防災管理者の通報義務等)

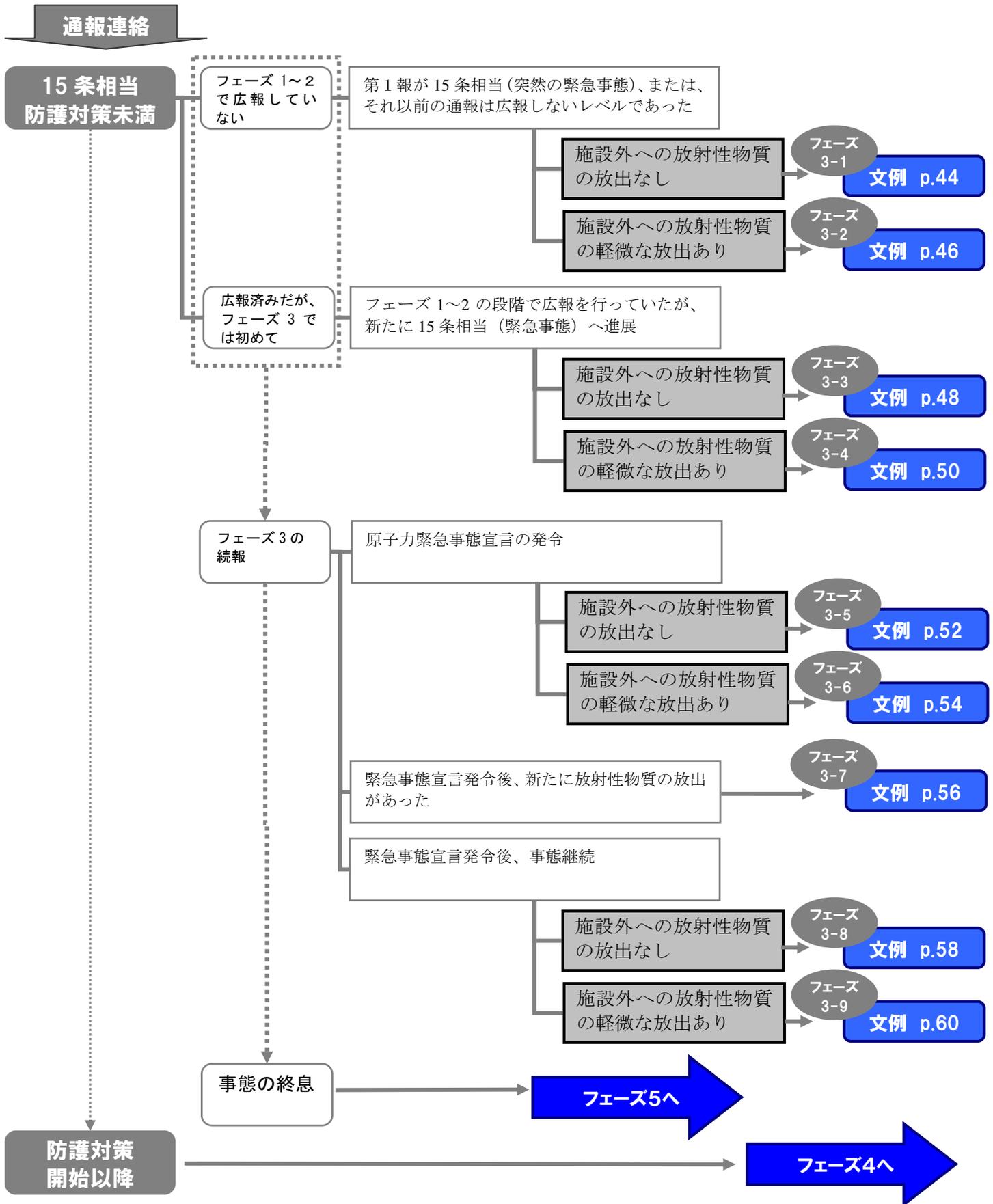
第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

# フェーズ3 緊急事態

## 原子力緊急事態相当事象が発生した場合

緊急事態



○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が 15 条相当事象であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で事故が発生しました。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_ 市では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、災害対策本部を立ち上げている場合には、災害対策本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p. 21 第3章 第3節 1(3)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕 〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明	継続中		終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が 15 条相当事象であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 午前(午後) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、浜岡原子力発電所で事故が発生しました。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_ 市では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、災害対策本部を立ち上げている場合には、災害対策本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p. 21 第3章 第3節 1(3)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。発電所の報告に基づき、事故が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

フェーズ1および2の段階で広報を行っていたが、新たに15条相当事象の通報がきた場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合【外部放出なし】

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 浜岡原子力発電所の事故で発生した事故のお知らせです。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。【①～⑥くり返し】

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、災害対策本部を立ち上げている場合には、災害対策本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(3)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。前回の広報よりも事故が進展したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中	終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

フェーズ1および2の段階で広報を行っていたが、新たに15条相当事象の通報がきた場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ この事故により、敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。この広報を実施する段階で、災害対策本部を立ち上げている場合には、災害対策本部名で広報をする必要があります。〔原則－1〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.21 第3章 第3節 1(3)①》

- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。前回の広報よりも事故が進展したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

総理大臣による「原子力緊急事態宣言」が発出された場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所の事故により、\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分、内閣総理大臣により「原子力緊急事態宣言」が発表されました。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：災害対策本部名で広報することで、市が災害時の対応を開始していることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「重大な事故」の発生、「原子力緊急事態宣言」の発出を明確に伝えます。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

総理大臣による「原子力緊急事態宣言」が発出された場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所の事故により、\_\_\_\_\_時 分、  
内閣総理大臣により「原子力緊急事態宣言」が発表  
されました。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性  
物質の漏れが検出されていますが、健康への影響は  
ありません。また、県のモニタリングステーション  
の測定値は通常の範囲内にあります。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。  
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ  
の報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、詳しい情報の収集や防災対応を行  
っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、す  
ぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：災害対策本部名で広報することで、市が災害時の対応を開始していることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「重大な事故」の発生、「原子力緊急事態宣言」の発出を明確に伝えます。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、わずかに放射性物質の漏れが検出されていますが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

総理大臣による「原子力緊急事態宣言」が発出された後、新たに軽微な放射性物質の放出等(防護対策不要)があった場合。かつ、早急な防護対策が必要ない場合

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故により、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発表されています。
- ③ この事故により、新たに、放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：災害対策本部名で広報することで、市が災害時の対応を開始していることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「原子力緊急事態宣言」が発表されていることを伝えます。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出があった場合は、確認された数値に基づき、その量がわずかであり、健康影響が無いことを伝えます。

放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、新たに、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

総理大臣による「原子力緊急事態宣言」が発出された後、原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [外部放出なし]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故により、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発表されています。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：災害対策本部名で広報することで、市が災害時の対応を開始していることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「原子力緊急事態宣言」が発表されていることを伝えます。「原子力緊急事態宣言」。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

○広報実績	新規		継続		
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

総理大臣による「原子力緊急事態宣言」が発出された後、原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [外部放出あり]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故により、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発表されています。
- ③ 敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されていますが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。
- ④ 現在のところ、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [①～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：災害対策本部名で広報することで、市が災害時の対応を開始していることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「原子力緊急事態宣言」が発表されていることを伝えます。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果から、新たに、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：現時点では、屋内退避や避難の必要がないことを示します。住民が何をすればよいか（特に行動をとらなくてもよいか）を伝えます。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

【参考：原子力災害対策特別措置法条文】

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

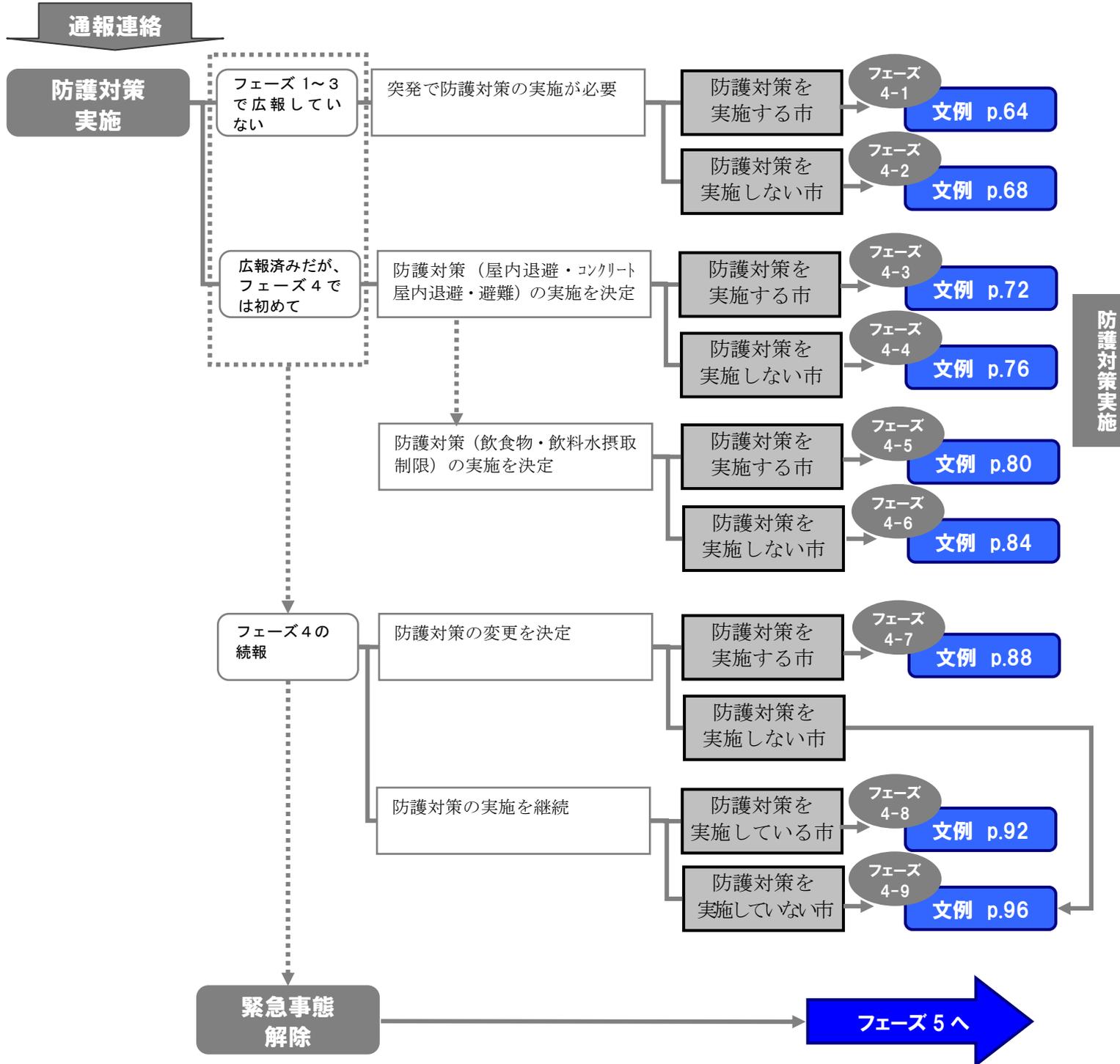
3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項 及び第五項 の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

# フェーズ4

## 防護対策実施

### 一部の地域で防護対策を実施することとなった場合



○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が 15 条相当事象であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合。にもかかわらず、早急に屋内退避や避難が必要な場合 [防護対策を実施する市]

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。緊急のお知らせです。

② 浜岡原子力発電所で事故が発生しました。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。屋内に退避（避難）することで、健康への影響は防止できます。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、一部の地域では、念のため建物の中へ退避する（避難する）ことが必要です。

[屋内退避]

④-1 次の地域の皆さんは、自宅などの屋内に退避してください。対象地区は、  
「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。

対象地区の皆さんは、次の指示があるまで、自宅などの建物の中に退避してください。

[コンクリート屋内退避]

④-2 次の地域の皆さんは、地域の避難所に避難してください。対象地区は、  
 「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
 対象地区の皆さんは、指定された地域の避難所に避難してください。

[避難]

④-3 次の地域の皆さんは、安全な地区まで避難することとなりました。対象地区は、  
 「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
 対象地区の皆さんは、指定された集合場所に集まってください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## 【解説・補足】

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物資の影響を示すとともに、避難や屋内退避等の対策が必要であることを伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

フェーズ  
4-2

防護対策  
実施

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中	終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

事業所からの第一報が15条相当事象であった場合、もしくは、それ以前の通報は広報しないレベルであった場合。にもかかわらず、早急に屋内退避や避難が必要な場合 [防護対策を実施しない市]

① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。

② 浜岡原子力発電所で事故が発生しました。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されていますが、\_\_\_\_\_市では、現在のところ、放射性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。\_\_\_\_\_市では、避難や屋内退避の必要はありません。

④ 住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施しない市では、放射性物質の影響が無いこととともに、避難や屋内退避の必要がないことを伝えます。〔原則－7〕

#### ■避難や屋内退避等を実施する他市の情報を伝える場合

防護対策を実施しない市でも、近隣の市で防護対策が実施される情報を住民に伝え注意を促すことも必要となる可能性があります。その場合、防護対策を実施する市がどこであるかを伝えるとともに、市内では防護対策を実施する必要がないことをつたえることとなります。

#### ■ 文例 ■

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

- ③-1外部影響：『放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。  
「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では避難（屋内退避）  
をすることとなりましたが、「市」では、現在のところ、放射  
性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。』

[放射性物質の漏洩がない場合]

- ③-2外部影響：『現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませ  
ん。「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では、念のため避難  
（屋内退避）をすることとなりましたが、「市」では、現在の  
ところ、放射性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。』

- ④ 行動指示：住民は、「（避難や屋内退避の必要がないが）引き続き情報に注意する」ことが必要であるということを具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した場合。かつ、早急に屋内退避や避難が必要な場合 [防護対策を実施する市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。緊急のお知らせです。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。屋内に退避（避難）することで、健康への影響は防止できます。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、一部の地域では、念のため建物の中へ退避する（避難する）ことが必要です。

[屋内退避]

④-1 次の地域の皆さんは、自宅などの屋内に退避してください。対象地区は、  
「\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区 \_\_\_\_\_地区」  
\_\_\_\_\_」です。  
対象地区の皆さんは、次の指示があるまで、自宅などの建物の中に退避してください。

[コンクリート屋内退避]

- ④-2 次の地域の皆さんは、地域の避難所に避難してください。対象地区は、  
「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
対象地区の皆さんは、指定された地域の避難所に避難してください。

[避難]

- ④-3 次の地域の皆さんは、安全な地区まで避難することとなりました。対象地区は、  
「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
対象地区の皆さんは、指定された集合場所に集まってください。

そのほかの地域では、住民の皆さんは特別な行動をとる必要はありません。落ち着いて、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

- ⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## 【解説・補足】

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施する市では、避難や屋内退避等の対策が必要であることを伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した場合。かつ、早急に屋内退避や避難が必要な場合 [防護対策を実施しない市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されていますが、\_\_\_\_\_市では、現在のところ、放射性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませぬ。\_\_\_\_\_市では、避難や屋内退避の必要はありません。

④ 住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施しない市では、放射性物質の影響が無いこととともに、避難や屋内退避の必要がないことを伝えます。〔原則－7〕

#### ■避難や屋内退避等を実施する他市の情報を伝える場合

防護対策を実施しない市でも、近隣の市で防護対策が実施される情報を住民に伝え注意を促すことも必要となる可能性があります。その場合、防護対策を実施する市がどこであるかを伝えるとともに、市内では防護対策を実施する必要がないことをつたえることとなります。

#### ■ 文例 ■

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

- ③-1外部影響：『放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。  
「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では避難（屋内退避）  
をすることとなりましたが、「市」では、現在のところ、放射  
性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。』

[放射性物質の漏洩がない場合]

- ③-2外部影響：『現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませ  
ん。「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では、念のため避難  
（屋内退避）をすることとなりましたが、「市」では、現在の  
ところ、放射性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。』

- ④ 行動指示：住民は、「（避難や屋内退避の必要がないが）引き続き情報に注意する」ことが必要であるということを具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した場合。かつ、早急に飲食物・飲料水摂取制限が必要な場合 [制限を実施する市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。緊急のお知らせです。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。一部の地域で畑の農作物や飲み水の摂取が制限されます。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、一部の地域では、念のため畑の農作物や飲み水の摂取が制限されます。

[飲食物（野菜等）の摂取制限の場合]

④-1 次の地区では、畑や庭でとれる野菜・果物などを食べないようにしてください。対象となる地区は、「\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区」です。

対象地区の皆さんは、畑や庭の野菜・果物などを食べないように注意してください。

[飲食物（飲み水等）の摂取制限の場合]

④-2 次の地区では、水道水や井戸水を飲まないようにしてください。対象となる地区は、

「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。

対象地区の皆さんは、水道水や井戸水を飲まないように注意してください。

そのほかの地域では、住民の皆さんは特別な行動をとる必要はありません。落ち着いて、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## 【解説・補足】

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では飲食物等の摂取制限が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：飲食物等に対する対策が必要であることを伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 飲食物等の摂取制限が決定し、その広報を実施する場合には、対象となる飲食物を明確に伝え、十分に理解してもらう必要があります。そのため、防災行政無線に限らず、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 飲食物等の摂取制限を住民が混乱することなく実施するためには、広報紙等による周知により、平常時から知識普及を実施する必要があります。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

すでに一度以上広報を実施した場合。かつ、早急に飲食物・飲料水摂取制限が必要な場合 [制限を実施しない市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 放射性物質が外部に漏れたことが確認されていますが、\_\_\_\_\_市では、現在のところ、放射性物質の影響がないため、食べ物、飲み物の飲食を制限する必要はありません。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。\_\_\_\_\_市では、現在のところ、食べ物、飲み物の飲食を制限する必要はありません。

④ 住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き、情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では飲食物等の摂取制限が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施しない市では、放射性物質の影響が無いこととともに、避難や屋内退避の必要がないことを伝えます。〔原則－7〕

#### ■防護対策（飲食物・飲料物摂取制限）を実施する他市の情報を伝える場合

防護対策を実施しない市でも、近隣の市で防護対策が実施される情報を住民に伝え注意を促すことも必要となる可能性があります。その場合、防護対策を実施する市がどこであるかを伝えるとともに、市内では防護対策を実施する必要がないことをつたえることとなります。

#### ■ 文例 ■

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

- ③-1外部影響：『放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。  
「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では地域内の食べ物、飲み物の飲食を制限することとなりましたが、「市」では、現在のところ、放射性物質の影響は無く、飲食を制限する必要はありません。』

[放射性物質の漏洩がない場合]

- ③-2外部影響：『現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では、念のため地域内の食べ物、飲み物の飲食を制限することとなりましたが、「市」では、現在のところ、放射性物質の影響は無く、飲食を制限する必要はありません。』

- ④ 行動指示：住民は、「飲食物摂取の制限はなく、引き続き情報に注意することが必要であるということ」を具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 飲食物等の摂取制限を住民が混乱することなく実施するためには、広報紙等による周知により、平常時から知識普及を実施する必要があります。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

防護対策の指示に関する広報を一度以上実施した後、新たに防護対策の変更があった場合 [防護対策を実施する市]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。緊急のお知らせです。
- ② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
- ③ 新たに、次の地域でも、放射線に対する防護のため、建物の中へ退避する（避難する）ことが必要となりました。

[屋内退避]

- ④-1 次の地域の皆さんは、自宅などの屋内に退避してください。対象地区は、  
「\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区、\_\_\_\_\_地区 \_\_\_\_\_地区 \_\_\_\_\_」です。  
対象地区の皆さんは、次の指示があるまで、自宅などの建物の中に退避してください。

[コンクリート屋内退避]

- ④-2 次の地域の皆さんは、地域の避難所に避難してください。対象地区は、  
 「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
 対象地区の皆さんは、指定された地域の避難所に避難してください。

[避難]

- ④-3 次の地域の皆さんは、安全な地区まで避難することとなりました。対象地区は、  
 「 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区、 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 」です。  
 対象地区の皆さんは、指定された集合場所に集まってください。

そのほかの地域では、住民の皆さんは特別な行動をとる必要はありません。落ち着いて、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

- ⑤ \_\_\_\_\_ 市災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集や防災対応を行っています。
- ⑥ 次の放送は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## 【解説・補足】

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施する市では、避難や屋内退避等の対策が必要であることを伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

防護対策の指示に関する広報を一度以上実施した後、原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [防護対策を実施している市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[放射性物質の漏洩がある場合]

③-1 現在、放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。屋内に退避（避難）することで、健康への影響は防止できます。

[放射性物質の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。

④ 屋内へ退避（避難）している地域の皆さんは、落ち着いてそのまま退避（避難）を続け、次の指示を待ってください。

そのほかの地域では、住民の皆さんは特別な行動をとる必要はありません。落ち着いて、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き、情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## 【解説・補足】

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施する市では、避難や屋内退避等の対策が必要であることを伝えます。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

**[広報のポイント]**

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中	終息	
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

防護対策の指示に関する広報を一度以上実施した後、原因不明もしくは原因事象が終息していないまま事態が継続している場合 [防護対策を実施していない市]

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。

[放射性物質（放射線）の漏洩がある場合]

③-1 現在、一部の放射性物質（放射線）が外部に漏れたことが確認されています。

[放射性物質（放射線）の漏洩がない場合]

③-2 現在、放射性物質（放射線）が外部に漏れたという情報はありません。

④ \_\_\_\_\_市では、避難や屋内退避の必要はありません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

⑤ \_\_\_\_\_市災害対策本部では、引き続き、情報の収集や防災対応を行っています。

⑥ 次の放送は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分頃です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。また、緊急情報であることを伝えます。〔原則－1〕
- ② 発生事実：一部の地域では避難等の行動が必要となる「重大な事故」の情報であることを明確化します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：防護対策を実施しない市では、放射性物質の影響が無いこととともに、避難や屋内退避の必要がないことを伝えます。〔原則－7〕

#### ■ 文例 ■

[既に放射性物質の漏洩がある場合]

- ③-1外部影響：『放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。  
「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では避難（屋内退避）  
をすることとなりましたが、「市」では、現在のところ、放射  
性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありません。』

[放射性物質の漏洩がない場合]

- ③-2外部影響：『現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませ  
ん。「市（防護対策を実施する市名）」の一部地域では、念のため避難  
（屋内退避）をすることとなりましたが、「市」では、現在の  
ところ、放射性物質の影響は無く、避難や屋内退避の必要はありませ  
ん。』

- ④ 行動指示：住民は、「（避難や屋内退避の必要がないが）引き続き情報に  
注意する」ことが必要であるということを具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：市が災害対策本部を設置して対応にあたっていることを広報  
します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通し（次の放送予定）を示します。〔原則－4〕  
〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を実施する場合には、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）で、より詳細な行動指示を行います。
- 屋内退避、コンクリート屋内退避、避難を円滑に実施するためには、広報紙等による周知や避難訓練等の実施により、平常時から知識普及を実施する必要があります。
- 必要な場合には、具体的な行動指示（屋内退避の方法等）を加えることもあり得ますが、その他の広報手段の活用が望ましいです。

# フェーズ5 緊急事態解除

## 原子力緊急事態が解除された場合

通報連絡

緊急事態  
解除

フェーズ5の  
最初の広報

原子力緊急事態の解除  
(避難・屋内退避等の解除)

防護対策を  
実施していた市

フェーズ  
5-1

文例 p.100

防護対策を  
実施しなかった市

フェーズ  
5-2

文例 p.102

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

屋内退避・避難等の措置が解除され、緊急事態の解除宣言が出された場合 [防護対策を実施している場合]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所の事故による「原子力緊急事態」は解除されました。
- ③ \_\_\_\_\_による調査の結果、住民の皆さんの健康には影響のないことが確認されました。
- ④ このため、本日、午前（午後）\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分をもって、「\_\_\_\_\_（措置）」の指示を解除します。  
今後、新たに避難などの対策が必要となることはありません。住民の皆さんは、ふだんどおりの生活にお戻り下さい。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、引き続きくわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ 次の放送は午前（午後）\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「原子力緊急事態」の解除を広報することで、事態が終息したという事実を伝えます。〔原則－2〕

### 【発電所の状況も伝える場合】

原子力緊急事態の解除とともに、発電所の状況を伝える場合は、すでに停止して安全であると言うことを。

#### ■ 文例 ■

②発生事実：『浜岡原子力発電所の事故による「原子力緊急事態」は解除されました。なお、発電所は、すでに安全に停止しています。』

- ③ 外部影響：「国の災害対策本部による調査の結果」のように、影響がない根拠を示します。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：特別の行動をとる必要がないことを示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 避難やコンクリート屋内退避を実施した地域については、住民が指定された避難場所に避難しているため、その場で市の職員等が直接説明をすることが望ましいです。
- 屋内退避を実施した地域については、それぞれ異なる建物に退避中の住民全員に広報をする必要があるため、防災行政無線だけでなく、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）も活用することが望ましいです。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明		継続中		終息
○その他	火災・救急、地震、その他施設のトラブル				

屋内退避・避難等の措置が解除され、緊急事態の解除宣言が出された場合 [防護対策を実施しなかった場合]

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所の事故による「原子力緊急事態」は解除されました。
- ③ \_\_\_\_\_による調査の結果、住民の皆さんの健康には影響のないことが確認されました。
- ④ このため、本日、午前(午後) \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分、をもって、\_\_\_\_\_市で実施されていた「\_\_\_\_\_ (措置)」の指示は解除されました。  
今後、新たに避難などの対策が必要となることはありません。住民の皆さんは、ふだんどおりの生活にお戻り下さい。
- ⑤ \_\_\_\_\_市対策本部では、引き続き情報の収集に当たっています。
- ⑥ 次の放送は午前(午後) \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分です。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「原子力緊急事態」の解除を広報することで、事態が終息したという事実を伝えます。〔原則－2〕

### 【発電所の状況も伝える場合】

原子力緊急事態の解除とともに、発電所の状況を伝える場合は、すでに停止して安全であると言うことを。

#### ■ 文例 ■

②発生事実：『浜岡原子力発電所の事故による「原子力緊急事態」は解除されました。なお、発電所は、すでに安全に停止しています。』

- ③ 外部影響：「国の災害対策本部による調査の結果」のように、影響がない根拠を示します。〔原則－7〕
- ④ 行動指示：特別の行動をとる必要がないことを示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：今後の見通しを示します。〔原則－4〕〔原則－8〕

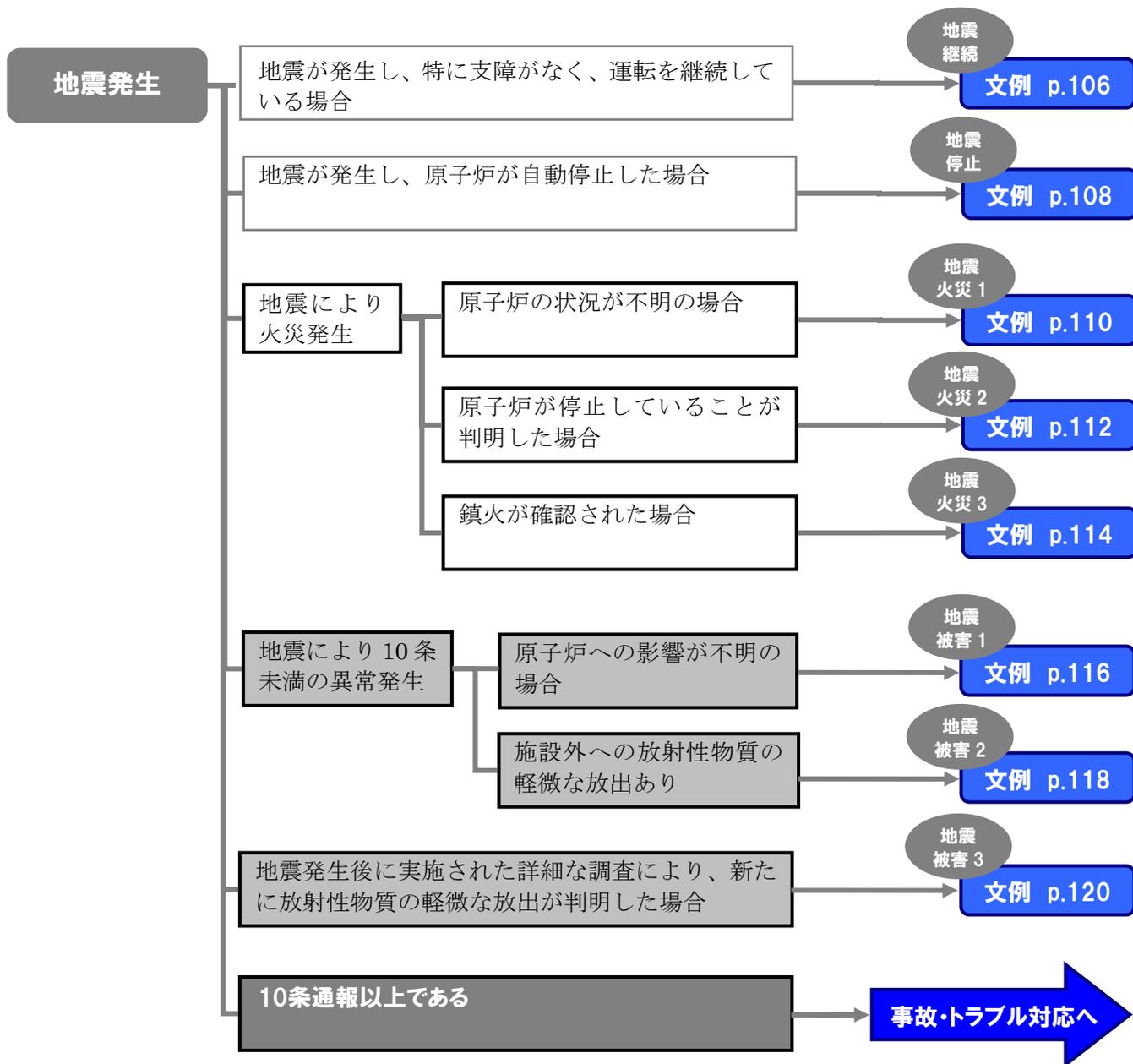
### [広報のポイント]

- 全地域が安全であることを全ての住民に伝える必要があるため、防災行政無線だけでなく、他の広報手段（一般のテレビ・ラジオ、CATV、その他文字放送、携帯電話のメール発信、自主防災組織の連絡網、市職員の訪問等）も活用することが望ましいです。

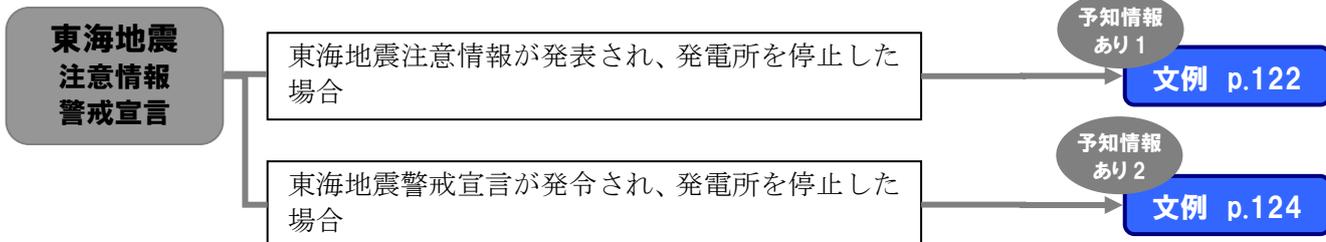


# 地震 対応

## 地震発生時の広報



地震対応時



○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし		継続中	終息
○その他	火災・救急、[地震]、その他施設のトラブル				

突発的に地震が発生したが、発電所は特に支障がなく、運転を継続している場合

- ① こちらは「広報\_\_\_\_\_」です。
- ② 先ほど発生した地震による、浜岡原子力発電所への影響はありません。発電所は、安全に運転を続けています。
- ③ 繰り返します。 [②をくり返し]

## [解説・補足]

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：発電所に地震の影響がなかったことを示すとともに、安心情報として、発電所が安全に運転を継続していることをお知らせします。〔原則－3〕〔原則－4〕

### 【地震自体の広報も必要な場合】

地震発生直後は、地震発生時刻や震度など、地震自体の情報も詳しくお知らせする必要がある場合は、②で地震の状況を説明します。

#### ■ 文例 ■

②発生事実：『本日、午前（午後） 時 分、震度 〇 の地震が発生しました。この地震による浜岡原子力発電所への影響はありません。発電所は、安全に運転を続けています。』

- ③ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【外部影響や行動指示の広報も必要な場合】

文例は、運転が継続しているという説明が、「通常と変化がない状態」を示しているため、あえて外部影響や行動指示までを住民に伝えることは控えています。ただし、地震発生時の状況に応じて、以下のように外部影響や行動指示についてもお知らせしましょう。

#### ■ 文例②の次に説明 ■

③外部影響：『敷地周辺のモニタリングポストは、正常な値を示しています。』

④行動指示：『住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。』

## [広報のポイント]

- 地震が発生した場合、浜岡原子力発電所の状況に関して、市に対しても住民からの問い合わせが入るものと考えられます。これらの問い合わせが殺到することを防ぐために、原子炉が安全に運転を続けている場合であっても適宜、広報を実施します。
- 同じ市内でも地盤や建物も構造によって人間が感じる揺れの度合いは全く異なります。そのため「震度〇以上」というように、住民広報を実施すべき基準を一概に震度だけで判断することは困難です。基本は、防災計画等に定められる基準に従い広報を行うことが原則となりますが、実際に地震が発生したときの住民の反響等に応じて、広報を実施する必要があるでしょう。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし		継続中	終息
○その他	火災・救急、【地震】、その他施設のトラブル				

## 地震が発生し、原子炉が自動停止した場合

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 先ほど発生した地震による、浜岡原子力発電所の情報についてお知らせします。発電所は、全ての原子炉が、安全に停止しています。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
- ⑤ 災害対策本部では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：発電所が自動停止したことを示します。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無については、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。その段階で確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 大きな規模の地震が発生した場合、浜岡原子力発電所の状況に関して、市に対しても住民からの問い合わせが入るものと考えられます。これらの問い合わせが殺到することを防ぐために、適宜、広報を実施する必要があります。
- 地震の発生により原子炉が自動停止した場合には、原子炉が自動停止したことについて、広報しましょう。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし	継続中	終息	
○その他	火災・救急、[地震]、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設に火災が発生した場合(原子炉の状況が不明の段階)

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 本日発生した地震にともない、浜岡原子力発電所では、\_\_\_\_\_で火災が発生しました。  
(火災発生箇所)
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に注意してください。
- ⑤ 災害対策本部では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～⑥くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：火災が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無については、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。その段階で確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、正常な値を示し、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 地震に伴い火災が発生した場合、環境への有為な放射性物質の放出がなかったとしても、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。
- 地震発生時初期の混乱により、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明	被害なし	継続中	終息	
○その他	火災・救急、[地震]、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設に火災が発生した場合(原子炉は停止済みの状態)

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 本日発生した地震により、浜岡原子力発電所では、  
\_\_\_\_\_で火災が発生しました。  
(火災発生箇所)  
なお、原子炉は安全に停止しています。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：火災が発生したという事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無については、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。その段階で確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。また、住民にとって関心の高い、外部影響について説明をした後に、原子炉の状況を伝えましょう。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、正常な値を示し、放射性物質の漏れは検出されませんでした。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 地震により火災が発生した場合、環境への有為な放射性物質の放出がなかったとしても、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。
- 地震発生時初期の混乱により、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし		継続中	終息
○その他	火災・救急、[地震]、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設に火災が発生したが、鎮火が確認された場合(原子炉は停止済みの状態)。

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 浜岡原子力発電所の\_\_\_\_\_で発生  
(火災発生箇所)  
した火災は、鎮火しました。なお、原子炉は安全に停止しています。
- ③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
- ⑤ \_\_\_\_\_市では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：火災が鎮火した事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：原子炉への影響が無いことが判明していれば、その事実を明確に伝えます。

放射性物質の放出の有無については、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。その段階で確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕
- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

### [広報のポイント]

- 地震により火災が発生した場合、環境への有為な放射性物質の放出がなかったとしても、住民からの問い合わせの状況等を考慮して、住民広報を実施しなければならない場合があります。
- 地震発生時初期の混乱により、住民広報を実施するための十分な情報が入手できない可能性もあります。そのような場合でも、住民の間に無用な不安が広がることを防ぐために、地元自治体からの公式な情報提供が必要となる場合があります。

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし	継続中	終息	
○その他	火災・救急、[地震]、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設に原災法 10 条未満のトラブルが発生し、今後進展のおそれがある場合

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 本日の地震により、浜岡原子力発電所では、  
「\_\_\_\_\_」

(発電所からの報告に基づき作成)

が発生しました。

③ 現在、敷地周辺のモニタリングポストおよび県のモニタリングステーションから、放射性物質の漏れは検出されていません。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に注意してください。

⑤ 災害対策本部では、くわしい情報の収集に当たっています。

⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。

静岡県地域防災計画（原子力対策編）では、東海地震発生後に発電所の状況を県・市に報告することが定められています。発電所の報告に基づき、発生した事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。《静岡県地域防災計画（原子力対策編）p.33 第4章 第3節 1》

- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無については、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。その段階で確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、放射性物質の漏れは検出されていません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕

地震発生時に各市は、住民対応が中心となるため、発電所の状況を把握することは難しい状況となる可能性が高いと考えられます。地震発生時の発電所の状況把握、周辺環境への影響、住民がとるべき行動等に関する情報には、事故・トラブル対応と同様に、原子力安全・保安院（保安検査官事務所）などが中心となり、必要な情報を市に提供することになります。

- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

**地震発生**  
微量の放射性物質  
の外部放出あり1

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし	放出あり 影響あり	
○事故の現状	不明	被害なし	継続中	終息	
○その他	火災・救急、【地震】、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設外に微量の放射性物質の放出が確認された場合

① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。

② 本日の地震により、浜岡原子力発電所では、  
「\_\_\_\_\_」

(発電所からの報告に基づき作成)

が発生しました。

③ このため、敷地周辺のモニタリングポストから、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。また、県のモニタリングステーションの測定値は通常範囲内にあります。

④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に注意してください。

⑤ 災害対策本部では、くわしい情報の収集に当たっています。

⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。

⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：何に関する広報かについて明確にします。

静岡県地域防災計画（原子力対策編）では、東海地震発生後に発電所の状況を県・市に報告することが定められています。発電所の報告に基づき、発生した事実を簡潔に示すことが重要です。〔原則－2〕

： 《参考》 静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容  
 原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。《静岡県地域防災計画（原子力対策編）p.33 第4章 第3節 1》

- ③ 外部影響：放射性物質の放出の有無は、県から発信されたモニタリングステーションでの測定結果が客観的なデータとして重要となります。確認できた事実を公表し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。〔原則－7〕

#### ■ 「モニタリングポスト」「モニタリングステーション」という用語が定着していない地域の場合

普段、見聞きすることのない用語は、住民に混乱や不安を与える可能性があるため、わかりやすい表現で説明する必要があります。

■ 文例 ■

③外部影響：『放射線の測定結果では、微量な放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕

地震発生時に各市は、住民対応が中心となるため、発電所の状況を把握することは難しい状況となる可能性が高いと考えられます。地震発生時の発電所の状況把握、周辺環境への影響、住民がとるべき行動等に関する情報は、事故・トラブル対応と同様に、原子力安全・保安院（保安検査官事務所）などが中心となり、必要な情報を市に提供することになります。

- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

## 地震発生

微量の放射性物質  
の外部放出あり2

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条(緊急事態宣言)	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし	放出あり 影響なし		放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし	継続中	終息	
○その他	火災・救急、【地震】、その他施設のトラブル				

地震の影響で、施設外に微量の放射性物質の放出が確認された場合  
地震発生後に実施された詳細な調査により、(数時間～数日後に)新たに判明した場合

- ① こちらは「\_\_\_\_\_市災害対策本部」です。
- ② 今回の地震による、浜岡原子力発電所に関するお知らせです。
- ③ 地震の影響により、発電所の\_\_\_\_\_から、放射性物質がわずかに漏れていたことが、確認されました。放射物質は微量なため、健康への影響はありません。
- ④ 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
- ⑤ 災害対策本部では、くわしい情報の収集に当たっています。
- ⑥ くわしい情報が入り次第、またお知らせします。
- ⑦ 繰り返します。 [②～④くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報（太枠内）】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：放射性物質の放出の有無については、地震発生後に発電所等により、詳細な調査が実施され、ごく微量であったとしても公表される可能性があります。実際に公表された事実に基づき、広報を行う必要があります。〔原則－2〕
- ③ 外部影響：詳細な調査結果を実施したことで、外部に影響がない程度のわずかな放射性物質が検出されたという事実を広報し、住民の間に無用な不安が広がることを防ぎます。また、放射性物質の漏れが停止していることが判明しているのであれば、「すでに止まっている」という事実を伝える必要があります。〔原則－7〕

#### ■ 文例 ■

③外部影響：『地震の影響により、発電所の\_\_\_\_\_から、放射性物質がわずかに漏れていたことが、確認されました。放射物質は微量なため、健康への影響はありません。なお、放射性物質の漏れは、すでに止まっています。』

- ④ 行動指示：住民がとるべき行動について具体的に示します。〔原則－6〕

地震発生時に各市は、住民対応が中心となるため、発電所の状況を把握することは難しい状況となる可能性が高いと考えられます。地震発生時の発電所の状況把握、周辺環境への影響、住民がとるべき行動等に関する情報は、事故・トラブル対応と同様に、原子力安全・保安院（保安検査官事務所）などが中心となり、必要な情報を市に提供することになります。

- ⑦ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【補足情報（細枠内）】

- ⑤ 対策状況：地元自治体として対応にあたっていることを広報します。〔原則－4〕
- ⑥ 見通し予告：情報収集活動を続けていることをアピールした上で、何か事態に変化が生じた場合には、市から住民へ広報をすることを伝えます。〔原則－4〕〔原則－8〕

予知情報  
あり1

## 東海地震 注意情報

○広報実績	新規			継続	
○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施	緊急事態解除
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし		継続中	終息
○その他	火災・救急、【地震】、その他施設のトラブル				

### 東海地震に関する注意情報が発表され、発電所を停止した場合

① こちらは、「\_\_\_\_\_市」地震災害警戒本部です。

② ただいま、東海地震注意情報が発表されています。

[停止操作中の場合]

②-1 浜岡原子力発電所は、原子炉停止操作中です。

[原子炉停止の場合]

②-2 浜岡原子力発電所は、全ての原子炉が安全に停止しています。

③ 繰り返します。 [②～②-1、②-2くり返し]

## [解説・補足]

### 【主要情報】

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「東海地震注意情報」が発表されたことを広報します。〔原則－3〕

#### ■停止操作中の場合

- ②-1発生事実：安心情報として、原子炉の停止操作を開始したことを広報します。その後、停止が確認できた場合には、②-2を確実に広報する必要があります。〔原則－5〕

#### ■原子炉停止の場合

- ②-2発生事実：安心情報として、原子炉が安全に停止したことを広報します。〔原則－5〕

### 【出力降下措置実施の検討中の場合】

東海地震注意情報が発表された場合には、直ちに原子炉を停止するのではなく、電力の需要動向を見ながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずる計画が定められています。

：《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

注意情報発表時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。《静岡県地域防災計画（原子力対策編）p.33 第4章 第2節 2》

そのため、直ちには出力降下措置がとられない可能性もあります。その場合には、出力降下に向けた準備を実施中である旨、広報しましょう。

#### ■ 文例 ■

②発生事実：『これに伴い、浜岡原子力発電所は、出力降下に向けた準備が行われています。』

### 【その他の広報との連携】

東海地震注意情報の発令時には、浜岡原子力発電所に関する内容以外にも、様々な住民広報が実施されます。その他の住民広報との兼ね合いも考慮して、適宜、原子力発電所に関する情報についても広報します。

- ③ 繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### 【広報のポイント】

- 東海地震注意情報が発令された場合、浜岡原子力発電所の状況に関して、市に対しても住民からの問い合わせが入るものと考えられます。これらの問い合わせが殺到することを防ぐためにも、適宜、広報を実施します。

予知情報  
あり2

## 東海地震 警戒宣言

○広報実績	新規			継続	
	○事故レベル	10条未満	10条通報後	15条（緊急事態宣言）	防護対策実施
○放射性物質	不明	放出なし		放出あり 影響なし	放出あり 影響あり
○事故の現状	不明	被害なし		継続中	終息
○その他	火災・救急、【地震】、その他施設のトラブル				

### 東海地震に関する警戒宣言が発令され、発電所を停止した場合

- ① こちらは、「\_\_\_\_\_市」地震災害警戒本部です。
- ② ただいま、東海地震に関する警戒宣言が発令されています。

[停止操作中の場合]

- ②-1 浜岡原子力発電所は、原子炉停止操作中です。

[原子炉停止の場合]

- ②-2 浜岡原子力発電所は、全ての原子炉が安全に停止しています。

- ③ 繰り返します。 [②～②-1くり返し]

## [解説・補足]

- ① 広報主体：公の広報であることを明確化します。〔原則－1〕
- ② 発生事実：「東海地震警戒宣言」が発令されたことを広報します。〔原則－3〕

### ■停止操作中の場合

- ②-1発生事実：安心情報として、原子炉の停止操作を開始したことを広報します。その後、停止が確認できた場合には、②-2を確実に広報する必要があります。〔原則－5〕

### ■原子炉停止の場合

- ②-2発生事実：安心情報として、原子炉が安全に停止したことを広報します。〔原則－5〕

東海地震警戒宣言が発令された場合には、電力の需要動向を見ながら原子炉の運転を停止するなど原子力災害の発生防止策を速やかに実施する計画が定められています。発電所の報告に基づき、発生した事実を簡潔に示すことが重要です。

《参考》静岡県地域防災計画（原子力対策編）の記載内容

警戒宣言発令時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。《静岡県地域防災計画(原子力対策編)p.33 第4章 第2節 3》

### 【その他の広報との連携】

警戒宣言の発令時には、浜岡原子力発電所に関する内容以外にも、様々な住民広報が実施されます。その他の住民広報との兼ね合いも考慮して、適宜、原子力発電所に関する情報についても広報しましょう。

- ③繰り返し：重要な部分について繰り返します。〔原則－9〕

### [広報のポイント]

- 警戒宣言が発令された場合、浜岡原子力発電所の状況に関して、市に対しても住民からの問い合わせが入るものと考えられます。これらの問い合わせが殺到することを防ぐためにも、適宜、広報を実施します。



事故等が発生した際には、同報無線による音声情報の提供とともに、一般のテレビやラジオ、CATV、文字放送、ホームページ等を活用した文字情報の提供が必要となります。

文字情報は、事業者からの報告、県の環境モニタリング測定値、国や県、関係市の対応などさまざまな情報を取りまとめ、わかりやすく伝える必要があります。

この文字情報は、国や県等が主体となって市とともに資料を作成することとなります。そのため、市の職員も、想定される情報について事前にある程度把握しておくことで、緊急時の円滑な防災対応が可能となります。

ここでは、参考資料として、過去の訓練等で使用した文字情報の広報文を一部紹介します。

# 1 事故発生時の速報

静岡県では、中部電力から、浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書(安全協定)に基づく通報を受け、報道機関、関係機関にその旨を連絡する。

【提供される主な情報】	
①発生事実	安全協定に基づく報告事象の発生
②外部影響	環境放射線の測定結果(環境放射線監視テレメータシステムから)
③対応状況	(必要に応じ) 県の対応状況
別紙資料	発生事実および環境放射線の測定結果(①、②の客観的事実を示す詳細資料)

## 文例(添付資料は省略)

御前崎市  
 牧之原市  
 掛川市  
 菊川市  
 西部地域防災局  
 中部地域防災局  
 県政記者クラブ加入各社

様

(平成 年 月 日)

### 安全協定に基づく通報について(第 報)

本日、 時 分、中部電力(株)浜岡原子力発電所から、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づく通報がありました。[別紙1]

なお、現在の環境放射線の値は、通常の範囲内にあります。[別紙2]

(事象の規模等に応じて記載)

県では、引き続き情報の収集に当たっています。新たな情報が入り次第、お知らせします。

[別紙資料]

別紙1 中部電力からの通報文 枚  
 別紙2 環境放射線の状況 1枚

担 当 防災局原子力安全対策室  
 電 話 054-221-2088

## 2 大規模地震発生時の速報

大規模地震が発生した場合、静岡県では、中部電力から、静岡県地域防災計画(原子力対策編)及び浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書(安全協定)に基づく通報を受け、報道機関、関係機関にその旨を連絡する。

【提供される主な情報】	
①発生事実	安全協定に基づく報告事象の発生
②外部影響・行動指示	環境放射線の測定結果(環境放射線監視テレメータシステムから)、周辺地域での避難等の行動の必要性(国からの情報)
③対策状況・見通し	県の対応状況
別紙資料	発生事実およびテレメータシステムの観測結果(①、②の客観的事実を示す詳細資料)

### 文例(添付資料は省略)

御前崎市  
 牧之原市  
 掛川市  
 菊川市  
 西部地域防災局  
 中部地域防災局  
 県政記者クラブ加入各社

様

(平成 年 月 日)

### 安全協定に基づく通報について(第 報)

本日(〇月〇日に)発生した地震に関連する情報

本日、 時 分、中部電力(株)浜岡原子力発電所から、から、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づく通報がありました。[別紙1]

なお、現在の環境放射線の値は、通常の範囲内のため、周辺地域で避難等の特別な行動をとる必要は、ありません。[別紙2]

(国からの情報があれば)

国からの情報では、全ての原子炉が安全に停止しており、現時点で、排気筒モニタ・モニタリングポストに有意な変動は確認されておらず、外部への放射能の影響はありません(別紙3)。(その他、火災や故障などに関する国の見解が出ていれば追記)

県では、引き続き情報の収集に当たっています。新たな情報が入り次第、お知らせします。

[別紙資料]

- 別紙1 中部電力からの通報文 \_\_\_\_\_枚
- 別紙2 環境放射線の状況 1枚
- 別紙3 国からの連絡文 \_\_\_\_\_枚

担 当 防災局原子力安全対策室  
 電 話 054-221-2088

### 3 事故・災害発生時の速報(プレス対応文例)

大規模地震が発生した場合、県災害対策本部総括部原子力班が、浜岡原子力発電所の状況をとりまとめ、危機管理報道監を通じ、報道発表を行う。また、必要に応じ県民への呼びかけを含む報道要請をする。

#### 参考文例①

※訓練時（東海地震発生を想定）の資料に基づき作成

<記者会見資料>

平成 年 月 日 時  
東海地震災害対策本部原子力班

(件名)

浜岡原子力発電所の状況 ( : 現在)

#### 1 浜岡原子力発電所の状況

- ・各号機は安全に停止しており、外部への放射能の影響はない
- ・3号機屋外重油タンクの火災発生  
→ : 鎮圧
- ・地盤沈下による構内道路の損傷
- ・事務建屋の窓ガラスの損傷

#### 2 県の対応

- ・現地（浜岡原子力保安検査官事務所）へ連絡員として要員\_\_名を派遣
- ・県環境放射線監視センター 緊急モニタリング準備中
- ・記者提供 : …国の報道発表に伴い、報道機関へ情報提供

- ・現在、浜岡原子力発電所の原子炉は安全に停止しており、外部への放射能の影響はありません。
- ・現時点においては、周辺住民の方々の避難の必要はありません。
- ・念のため、今後も同報無線、テレビ、ラジオ等の報道を通じて情報提供される原子力発電所の情報について注意してください。

#### 3 国の対応

- ・浜岡原子力保安検査官事務所、原子炉が安全に停止していることを確認。
- ・以下のコメントを報道発表( : )  
「現時点で、外部への放射能の影響がなく、周辺住民の避難の必要はないが、念のため、防災無線、テレビ、ラジオ等による情報に注意してください。」

## 参考文例②

※訓練時（東海地震発生を想定）の資料に基づき作成

<記者会見資料>

平成 年 月 日 時

東海地震災害対策本部原子力班

(件名)

浜岡原子力発電所の状況（ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 現在）

### 1 浜岡原子力発電所の状況

- ・ 各号機は安全に停止しており、外部への放射能の影響はない
- ・ 号機屋外重油タンクの火災発生→ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 鎮圧→ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 鎮火確認（消防署）
- ・ 各号機原子炉建屋最上階（放射線管理区域）で、水たまり発見  
→水は使用済燃料プールからの溢水であり、放射線管理区域外へは漏れていないことを確認
- ・ 地盤沈下による構内道路の損傷
- ・ 事務建屋の窓ガラスの損傷
- ・ 発電所内の目視による点検終了、人身災害なしを確認

### 2 県の対応

- ・ 現地（浜岡原子力保安検査官事務所）へ連絡員として要員\_\_名を派遣
- ・ 県環境放射線監視センター 緊急モニタリング準備中
- ・ 記者提供 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_…国の報道発表に伴い、報道機関へ情報提供

- ・ 現在、浜岡原子力発電所の原子炉は安全に停止しており、外部への放射能の影響はありません。
- ・ 現時点においては、周辺住民の方々の避難の必要はありません。
- ・ 念のため、今後も同報無線、テレビ、ラジオ等の報道を通じて情報提供される原子力発電所の情報について注意してください。

### 3 国の対応

- ： 浜岡原子力保安検査官事務所が「原子炉が安全停止」を確認
- ： 原子力安全保安院に東海地震対策本部、浜岡原子力防災センターに現地災害対策本部（保安検査官事務所）を設置
- ： 原子力保安検査官が現場を確認し、発電設備の安全上問題となるものではないことを確認

参考文例③

※訓練時（東海地震発生を想定）の資料に基づき作成

<記者会見資料>

平成 年 月 日 時

防災局 防災報道監

(件名)

**浜岡原子力発電所\_\_号機の事故の状況（\_\_ : \_\_ 現在）**

1 浜岡原子力発電所の状況

中部電力浜岡原子力発電所\_\_号機では、本日\_\_ : \_\_に冷却材漏洩事故が発生し、  
\_\_ : \_\_には、原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する深刻な事態（非常用炉心  
冷却装置の作動が必要となる）となる可能性があるとして、安全協定に基づく通報があり  
ました。

また、\_\_ : \_\_には、点検中の社員 1 名が高温蒸気によりやけどを負い、被ばくする事  
故が発生し、御前崎市立病院に搬送されました。

現在、この事故による周辺的环境放射線への影響はありません。

2 県民の皆様へ

下記の点について留意して、行動してください。

- ・現時点においては、周辺住民の方々の避難の必要はありません。
- ・県では、引き続き情報の収集に努め、災害警戒本部が設置された場合には、同本部か  
ら、同報無線、テレビ、ラジオ等を通じて情報提供しますので、その内容を注視して  
ください。
- ・御前崎市立病院に収容された、負傷者（被ばくあり）については、被ばく汚染防止措  
置を講じたうえで治療にあたっており、汚染拡大の心配はありません。

※県が観測している環境放射線の状況については、県環境放射線監視センター  
ホームページ (<http://www.hoshasen.pref.shizuoka.jp>) でご覧になれます。

## 4 事故・災害発生時の速報(原子力災害警戒(対策)本部の対応等)

原災法第10条通報以上の特定事象が発生した場合、静岡県では、発電所の状況や外部影響、国・県・関係市の対応状況を取りまとめ、報道機関、関係機関にその旨を連絡する。

### 参考文例①

※訓練時の資料に基づき作成

#### 静岡県原子力災害警戒本部速報

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 浜岡原子力発電所\_\_号機での事故

平成\_\_年\_\_月\_\_日\_\_:  
静岡県原子力災害警戒本部  
054-221-0000

#### 1 事故の経緯

##### (1) 発電所の状況についての通報内容

月 日

： **安全協定通報第1報 「原子炉冷却材漏えい」**

午前 時 分、定格熱出力運転中の浜岡原子力発電所 \_\_号機の原子炉格納容器内で、原子炉冷却材漏えいを発見。外部への放射能の影響はない。

： **安全協定通報第2報 「原子炉停止の決定」**

午前 時 分、原子炉冷却材の漏えい率が保安規定に定める運転上の制限を逸脱したため、中部電力は原子炉の手動停止を決定。外部への放射能の影響はない。

： **安全協定通報第3報 「原子炉停止の報告」**

午前 時 分、浜岡原発 \_\_号機の原子炉を緊急停止（手動）した。外部への放射能の影響はない。

： **安全協定通報第4報 「原災法第10条に至るおそれ」**

午前 時 分、浜岡原発 \_\_号機の原子炉冷却装置が故障。高圧炉心注水系で給水し冷却しているが、ポンプに異常音が発生し故障する可能性があり、原災法10条通報に該当する事象に至るおそれがある。現時点では、外部への放射能の影響はない。

なお、点検作業中の社員1名が放射性物質を含む蒸気を浴びて負傷した。

： **原災法第10条通報 「原子炉給水機能喪失」**

午前 時 分、原子炉に注水していた高圧炉心注水系が故障。原災法第10条の「原子炉給水機能喪失」に該当する事象となった。直ちに原子炉を減圧し、所定の圧力まで低下してから低圧注水系により原子炉へ注水する。原子炉水位は確保されているため炉心は健全であり、外部への放射能の影響はない。

： **原災法第10条通報第2報 「低圧炉心注水系と低圧注入系1台故障」**

午前 時 分までに、低圧炉心注水系の1系統が故障。現在、低圧注水系2台で原子炉へ注水。原子炉水位は確保されているため炉心は健全であり、外部への放射能の影響はない。

： **火災の発生と消火の状況**

午前 時 分に \_\_号機タービン建屋屋外で火災が発生、消防に通報するとともに、自衛消防隊が、消火活動を行い、常設消防の支援も得て午前 時 分までに鎮火した。

## 2 県の対応

月 日

### (1) 環境放射線の状況

環境放射線監視センターで監視を続けているが、現在までのところ**環境への影響は認められない**。

### (2) 県原子力災害警戒本部の設置等

- ： 原子力災害警戒本部設置準備態勢
- ： 原子力災害警戒本部及び現地警戒本部を設置

### (3) その他

- ・ 原子力安全委員会、経済産業省関係団体、文部科学省関係団体に、専門家の派遣を要請
- ・ 被ばく医療機関、県医師会等に、要員の派遣準備等を要請

## 3 国の対応等

### (1) 現地事故対策連絡会議の開催

月 日

- ： 現地事故対策連絡会議開催（オフサイトセンター）

## 4 関係機関の対応

- ・ 御前崎市及び周辺3市で警戒本部を設置
- ・ 県警本部、関係警察署（菊川、牧之原、掛川）に警戒警備本部を設置
- ・ 菊川警察署に現地連絡室を設置、交通対策、防護対策の要員を召集

参考文例②

※訓練時の資料に基づき作成

静岡県原子力災害対策本部速報

平成 年 月 日 浜岡原子力発電所 号機での事故 **第3報**

平成 年 月 日 :  
 静岡県原子力災害対策本部  
 054-221-0000

1 事故の経緯

(1) 発電所の状況についての通報内容

- 月 日

: **安全協定通報第1報 「原子炉冷却材漏えい」**  
 午前 時 分、定格熱出力運転中の浜岡原子力発電所 号機の原子炉格納容器内で、原子炉冷却材漏えいを発見。外部への放射能の影響はない。
- : **安全協定通報第2報 「原子炉停止の決定」**  
 午前 時 分、原子炉冷却材の漏えい率が保安規定に定める運転上の制限を逸脱したため、中部電力は原子炉の手動停止を決定。外部への放射能の影響はない。
- : **安全協定通報第3報 「原子炉停止の報告」**  
 午前 時 分、浜岡原発 号機の原子炉を緊急停止（手動）した。外部への放射能の影響はない。
- : **安全協定通報第4報 「原災法第10条に至るおそれ」**  
 午前 時 分、浜岡原発 号機の原子炉冷却装置が故障。高圧炉心注水系で給水し冷却しているが、ポンプに異常音が発生し故障する可能性があり、原災法10条通報に該当する事象に至るおそれがある。現時点では、外部への放射能の影響はない。  
 なお、点検作業中の社員1名が放射性物質を含む蒸気を浴びて負傷した。
- : **原災法第10条通報 「原子炉給水機能喪失」**  
 午前 時 分、原子炉に注水していた高圧炉心注水系が故障。原災法第10条の「原子炉給水機能喪失」に該当する事象となった。直ちに原子炉を減圧し、所定の圧力まで低下してから低圧注水系により原子炉へ注水する。原子炉水位は確保されているため炉心は健全であり、外部への放射能の影響はない。
- : **原災法第10条通報第2報 「低圧炉心注水系と低圧注入系1台故障」**  
 午前 時 分までに、低圧炉心注水系の1系統が故障。現在、低圧注水系2台で原子炉へ注水。原子炉水位は確保されているため炉心は健全であり、外部への放射能の影響はない。
- : **原災法第15条通報 「非常用炉心冷却装置作動失敗」**  
 午前 時 分、高圧注水系に加え、低圧注水系が故障により停止。全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水ができなくなり、原災法15条の「非常用炉心冷却装置作動失敗」に該当する事象となった。補給水ポンプにより原子炉へ注水しており原子炉水位は確保されているため炉心は健全であり、外部への放射能の影響はない。  
 点検中に放射性物質を含む蒸気を浴びて負傷した社員は、御前崎市立病院で手当中。

詳細情報

： 原災法第 15 条通報第 2 報 「放射性物質放出の可能性」  
 午前 時 分、補給水系ポンプ 3 台すべてが故障したため、格納容器内圧力が徐々に上昇している。この状態が続くと約 1 5 時間後には放射性物質放出の可能性がある。

： 原災法 15 条通報第 3 報 「状況変化なし」  
 午前 時 分現在、復旧作業中、状況変化なし。

： 原災法 15 条通報第 4 報 「原子炉冷却機能回復」  
 午前 時 分、低圧注水系 A が復旧、同 分に低圧注水系 B の原子炉冷却機能が回復し、放射性物質放出のおそれはなくなった。

(2) 避難・屋内退避の状況

- ・ 政府からの避難・屋内退避の指示 (10:00)  
 避難指示区域 御前崎市 区、 区、 区 (約 人)  
 屋内退避指示区域 御前崎市 区、 区、 区、 区  
 牧之原市 、 、 、 (約 人)
- ・ 住民避難は、県、御前崎市が準備したバスなどにより、実施された。( : 現在)。

2 県の対応

月 日

(1) 環境放射線の状況

環境放射線監視センターで監視を続けているが、現在までのところ環境への影響は認められない。

(2) 県原子力災害警戒本部の設置等

- ： 原子力災害警戒本部設置準備体制
- ： 原子力災害警戒本部及び現地警戒本部を設置
- ： 原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置
- ： 原子力災害対策本部及び現地対策本部を廃止

(3) その他

- ・ 原子力安全委員会、経済産業省関係団体、文部科学省関係団体に、専門家の派遣要請を解除
- ・ 被ばく医療機関、県医師会等に、要員の派遣準備等の要請解除
- ・ 自衛隊派遣に派遣要請解除、県バス協会、トラック協会へ協力要請解除

3 国の対応等

(4) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催

月 日

- ： 現地事故対策連絡会議開催 (オフサイトセンター)
- ： 内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」発出
- ： 第 1 回原子力災害合同対策協議会全体会議開催 (オフサイトセンター)
- ： 第 2 回原子力災害合同対策協議会全体会議開催 (オフサイトセンター)
- ： 原子力緊急事態解除宣言
- ： 第 3 回原子力災害合同対策協議会全体会議開催 (オフサイトセンター)
- ： 原子力災害対策協議会解散

4 関係機関の対応

- ・ 御前崎市及び周辺 3 市の災害対策本部を廃止 (避難・屋内退避解除)
- ・ 県警本部、関係警察署 (菊川、牧之原、掛川) の警備本部を廃止

事故等が発生した際には、同報無線の音声情報とともにチラシ等を活用して、できるだけわかりやすく事故等の内容を伝える必要があります。

原子力施設の事故等を説明する場合は、施設の詳細な特徴や放射線に関する知識など、専門的な内容もふまえる必要があります。そのため、実際の事故等の対応時は、国や県等が主体となって資料を作成することとなります。

ここでは、原子力発電所の過去の教訓として、中越沖地震の柏崎刈羽原子力発電所での対応例を一部紹介します。

## 新潟県中越沖地震をふまえた広報の視点

### 〔新潟県中越沖地震の際の柏崎刈羽原子力発電所の状況〕

- 地震発生後、原子炉は安全に停止。
- 地震による被害のうち、原子力安全上重大な事象につながるものは発生せず。
  - ― ただし、地震直後に発生した火災がテレビ等で報道される。
- 地震の数日後に、モニタリングポストでは検出できない程度のごく微量の放射性物質の漏洩が、詳細な調査結果から判明。
  - ― 6号機の燃料プール水の海水への漏洩
  - ― 7号機主排気筒からの放射性ヨウ素の放出

新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原子力発電所は、原子力安全上重大な事象は全く発生しなかったものの、火災や放射性物質の微量な放出が発生したことが報道機関に大きく取り上げられました。

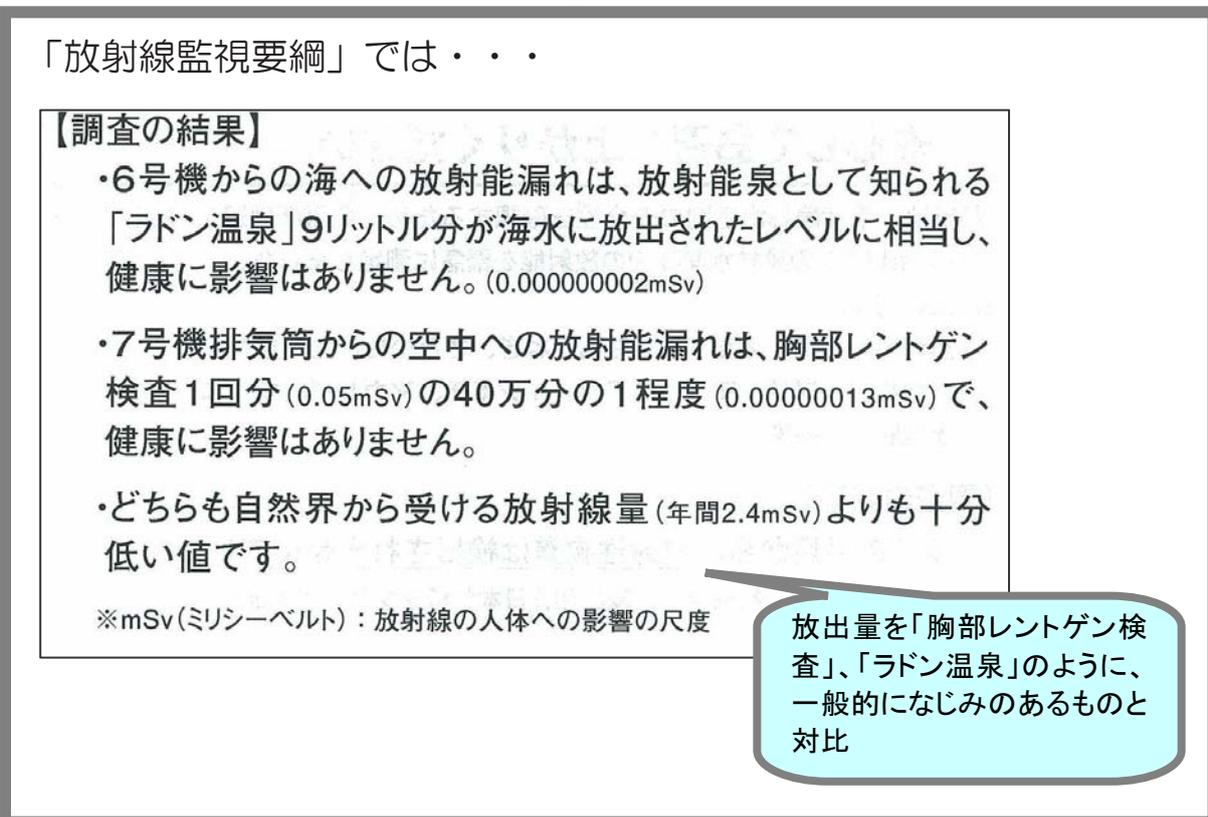
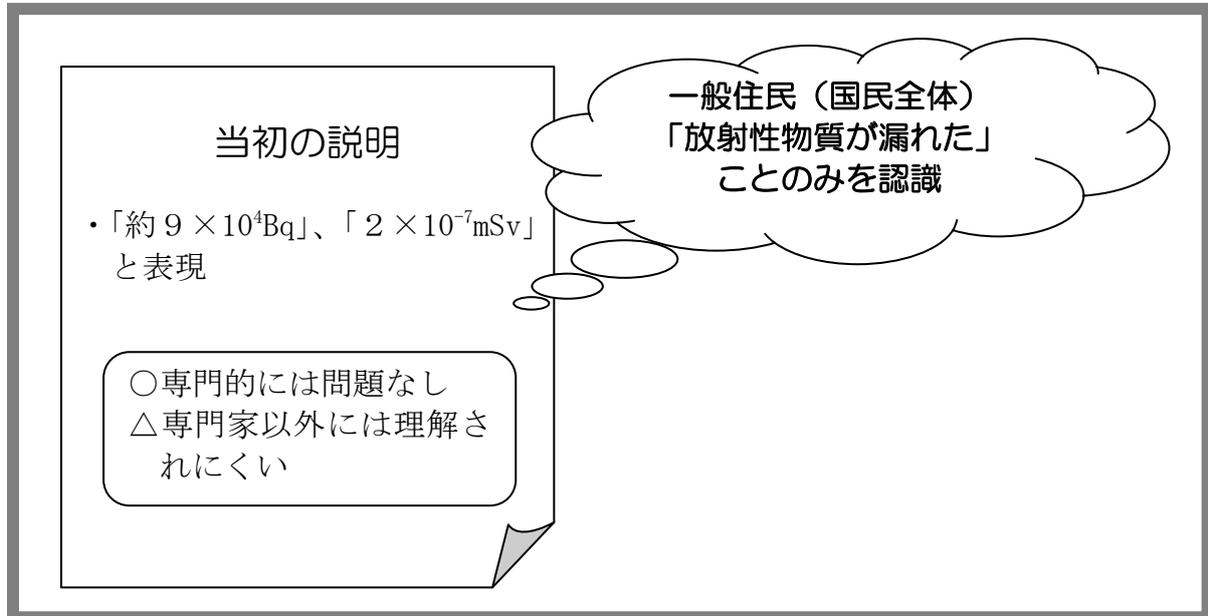
特に、地震の数日後に判明した放射性物質の漏洩については、事業者や国の説明が一般の国民にはわかりにくかったことが課題とされています。

一方、新潟県が「放射線監視情報」というチラシを作成し、できるだけわかりやすい広報に努めるなどの工夫もなされています。

新潟県中越沖地震の原子力発電所に関する課題や工夫点をふまえ、広報のポイントを次のように整理しました。

## [広報のポイント①:専門用語をわかりやすく伝える]

原子力発電所の事故等の影響は、その被害の状況を目で見ることができないため、モニタリングデータ等による放射線の測定数値が判断基準となります。しかし、その測定数値は一般の人々にとって難解であり、数値そのままを伝えられたとしても、それが全く影響がないほど微量なのか判断することができず。それがさらに不安に結びつく可能性があります。



## [ 広報のポイント②:「放射〇〇」の表現に注意 ]

わかりにくい専門用語の一つとして、「放射線」「放射能」「放射性物質」があります。もちろん、これらの用語の意味を平常時から広報・啓発していくことは重要ですが、一般住民が確実にこの違いを知ることがむずかしいといえます。

そのため、これらの用語の内容を厳密に伝える必要性は低いですが、その一方で、わかりやすさに配慮して、「放射能漏れ」「放射能を浴びる」のような表現をしている場合も見受けられます。ただし、例えばテレビで「放射性物質の放出はなし」と伝えられているにもかかわらず、行政機関の広報や新聞で「放射能の放出はなし」と表現された場合、住民が混乱する可能性があります。

専門的にも、住民広報の観点からも「放射性物質の放出」や「放射性物質の漏洩」という表現の使用が望ましいと言えます。

## [ 広報のポイント③:不安・懸念に配慮する ]

中越沖地震のように、専門的に見れば、放出された放射性物質が食物等へ与える影響を考慮する必要が全くなかったとしても、一般住民（国民全体）は、「漏れた」ということを注目してまいります。その結果、地域の農作物や魚介類の買い控えや観光客の減少など、いわゆる風評被害が発生する可能性があります。

中越沖地震の、新潟県「放射線監視情報」では、飲食物の影響について観測結果をわかりやすく示しています。また、夏期の海水浴客の影響も考慮して（地震発生は7月16日）、海水浴場の海水の観測結果も広報しています。

新潟県の「放射線監視情報」では・・・

平成19年7月25日

### 放射線監視情報(第2号)

新潟県原子力安全対策課  
柏崎市・刈羽村

県では、発電所周辺の農畜産物や水産物から放射能は検出されませんでした。  
安全でおいしい新潟県産の魚や野菜を安心してお召し上がりください。

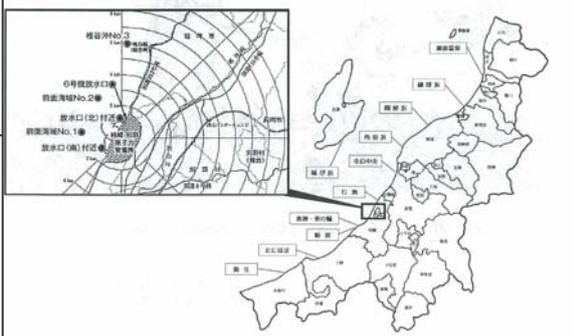
県では、県産農林水産物の安全性を確認するため、発電所周辺(おおむね半径20km以内)の農林水産物中の放射能を緊急に測定しました。

【調査の対象】  
農産物……稲、えだまめ、もも、ねぎ、さといも、たもぎたけ  
水産物……ブリ、マダイ、アジ、イシモチ、マガレイ、サザエ  
畜産物……牛乳

県では、発電所周辺の海水の検査を実施するとともに、今回は県内の主な海水浴場(11か所)の海水の放射能を測定しました。

【調査の結果】  
全ての地点で、放射性物質は検出されませんでした。  
(新潟県放射線監視センターで測定)

【調査地点】  
発電所周辺の調査地点      県内の海水浴場の調査地点



農作物、魚介類等に影響がないことや、海水浴場の調査結果を広報した。

## [広報のポイント④]:データの根拠を示す]

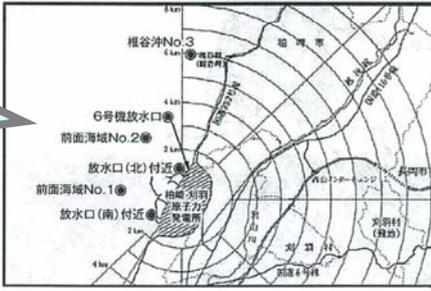
「放射性物質の放出量が周辺環境に影響がない」ことを客観的に証明するためには、その根拠となるデータを伝える必要があります。また、それがどのような機関（特に公的機関や大学などの専門性を有する機関）が観測したのかについても伝えることで、単なる客観性を確保するだけでなく、住民からの信頼を得ることにつながります。

どのような組織が調査をしたのかを示す

**【調査の結果】**  
**全ての地点で、放射性物質は検出されませんでした。**  
(新潟県放射線監視センターで測定)

**【調査地点】**

発電所周辺の調査地点



県内の海水浴場の調査地点



具体的にどこで観測をしたかを示す

**【調査確認者】**

○○大学	○○ 教授
□▽大学工学部	△△ 教授 ほか



原子力発電所で事故等が発生した際に、県や市は住民からさまざまな内容の問合せを受ける可能性があります。

別冊の「原子力災害時間問い合わせ対応の手引き」は、住民からの問合せ対応の留意点と想定問答が示されています。

緊急時広報用